【表紙】

 【提出書類】
 有価証券届出書

 【提出先】
 関東財務局長殿

【提出日】 2025年10月17日提出

【発行者名】UBSアセット・マネジメント株式会社【代表者の役職氏名】代表取締役社長 キース・トゥルーラブ

【本店の所在の場所】 東京都千代田区大手町一丁目2番1号 Otemachi One タワー

【事務連絡者氏名】 佐井 経堂

【電話番号】 03-5293-3667

【届出の対象とした募集(売出)内国投資

信託受益証券に係るファンドの名称】

【届出の対象とした募集(売出)内国投資

信託受益証券の金額】

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

UBSオーストラリア債券オープン(毎月分配型)

6,000億円を上限とします。

第一部【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

UBSオーストラリア債券オープン(毎月分配型)(以下「ファンド」といいます。)

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

・追加型証券投資信託受益権です。(以下「受益権」といいます。) ・信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関(社債、株式等の振替に関する法律第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権」といいます。)。委託会社は、やむを得ない事情などがある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。 受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3)【発行(売出)価額の総額】

6,000億円を上限とします。

(4)【発行(売出)価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

、 ・基準価額につきましては、販売会社または「(8)申込取扱場所」の照会先にお問い合わせくださ

(5)【申込手数料】

販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社または「(8)申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

・販売会社における申込手数料率は2.2%(税抜2.0%)が上限となっております。

(6)【申込単位】

販売会社が取り扱うコースに応じて定めるものとします。 詳しくは、販売会社または「(8)申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

(7)【申込期間】

2025年10月18日から2026年4月17日までとします。

・上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8)【申込取扱場所】

<u>販売会社につきましては、委託会社の照会先にお問い合わせく</u>ださい。

委託会社の照会先

<UBSアセット・マネジメント株式会社>

ホームページアドレス: https://www.ubs.com/japanfunds/

電 話 番 号:03-5293-3700(営業日の9:00-17:00)

(9)【払込期日】

・取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する期日までに販売会社に支払うものとします。 ・申込期間における各取得申込受付日の発行価額の総額(設定総額)は、販売会社によって、追加設定が 行なわれる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれま

(10)【払込取扱場所】

申込金額は、販売会社にお支払いいただきます。

(11)【振替機関に関する事項】

振替機関は、株式会社証券保管振替機構とします。

EDINET提出書類 UBSアセット・マネジメント株式会社(E12473) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

(12)【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

ファントの日間 安定した収益の確保および信託財産の成長をめざして運用を行います。 ファンドの基本的性格 1)商品分類

単位型投信· 追加型投信	投資対象地域		一、一、投资对果树植		投資対 (収益(象資産 の源泉)
単位型投信	国	内	株	式券		
	海	外	不動產	金投信		
追加型投信	内	外	そのf (也資産)		
			資産	複合		

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

2)属性区分

投資対象資產	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ
株式 一般	年 1 回	グローバル	
大型株 中小型株	年2回	日本	
01-7-71-02-0 	年 4回	北米	SECTION .
债券		2000000	あり
一般	年6回	欧州	()
公债	(隔月)		
社债		アジア	
その他債券	年12回	-1	
クレジット属性	(毎月)	オセアニア	ĺ
()			1
	日々	中南米	
不動產投信		0.00	なし
	その他	アフリカ	
その他資産	()	OMANUNETTO	
()	OFE:001 1040	中近東	
		(中東)	
資產複合		F053833333	
() 资度配分固定型 资度配分変更型		エマージング	

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載して おります。

<商品分類の定義>
1.単位型投信・追加型投信の区分
(1)単位型投信:当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行なわれないファンドを

UBSアセット・マネジメント株式会社(E12473)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

- いう。 (2)追加型投信:一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファ ンドをいう。
- 2.投資対象地域による区分
 - (1)国内:目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の 記載があるものをいる
 - (2)海外:目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の 記載があるものをいう
- (3)内外:目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があ (3) 対外・日間発音をは投資信託的款において、国内及び海外の資産による投資収益を契負的に源泉とする自の記載があるものをいう。
 3.投資対象資産による区分
 (1)株式:目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載が
- - あるものをいう

 - のるものをいう。
 (2)債券:目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
 (3)不動産投信(リート):目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
 (4)その他資産:目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる
 - 資産の名称記載も可とする。 (5)資産複合:目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

4.独立した区分

- (1)MMF(マネー・マネージメント・ファンド):「MRF及びMMFの運営に関する規則」に定めるMMFをいう。 (2)MRF(マネー・リザーブ・ファンド):「MRF及びMMFの運営に関する規則」に定めるMRFをいう。 (3)ETF:投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年の12年8月)第12条第1号次で第2号に規定する証券投資信 託並びに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

- < 補足として使用する商品分類 > (1)インデックス型:目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
 (2)特殊型:目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書 きで付記できるものとする。

<属性区分の定義>

- 1. 投資対象資産による属性区分
 - (1)株式

で般:次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。 大型株:目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。 中小型株:目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

(2)債券

一般:次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。 公債:目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関 債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。 社債:目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをい

つ。 その他債券:目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるもの

でいる。 をいう。 格付等クレジットによる属性:目論見書又は投資信託約款において、上記 か、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記 から 「低格付債」等を併記することも可とする。 から の「発行体」による区分のほ に掲げる区分に加え「高格付債」 から

(3)不動産投信

これ以上の詳細な分類は行なわないものとする。

(4) その他資産

組入れている資産を記載するものとする。 (5)資産複合

(3) 頁座復河 以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。 資産配分固定型:目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。 資産配分変更型:目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。 2.決算頻度による属性区分 年1回:日論目書又は投資信託約款において、年1回は管本を見る記載がないます。

2. 決算頻度による属性区分 年1回:目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。 年2回:目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。 年4回:目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。 年6回(隔月):目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。 年12回(毎月):目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。 日々:目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。 その他:上記属性にあてはまらない全てのものをいう。 3. 投資対象地域による属性区分(重複使用可能)

グローバル:目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。 日本:目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるもの

をいう。 北米:目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載がある

ものをいう。 欧州:目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載がある

ものをいう。 アジア:目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする

の記載があるものをいう。

UBSアセット・マネジメント株式会社(E12473)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

中南米:目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載が あるものをいう。

アフリカ:目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記

載があるものをいう。 中近東(中東):目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の

記載があるものをいう。 エマージング:目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

4.投資が態による属性区分 ファミリーファンド:目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。ファンド・オブ・ファンズ:「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをい

5. 為替ヘッジによる属性区分

為替ヘッジあり:目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行なう旨 病目、グラの・日間では、1000年間にあるにおいて、病目のブルベックスは、品の資産に病目のベックを行なり の記載があるものをいう。 為替へッジなし:目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は為替の ヘッジを行なう旨の記載がないものをいう。

6. インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分 日経225

TOPIX

その他の指数:前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

7.特殊型

パプル・ベア型:目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行なうとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるもの

をいう。 条件付運用型:目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。 ロング・ショート型/絶対収益追求型:目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追収を引き、ショート機略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。

求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。 その他型:目論見書又は投資信託約款において、上記 から に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあ るいは運用手法の記載があるものをいう。

上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。また、商品分類および属性区分の定義は 一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。なお、一般社団法 人投資信託協会のホームページ(https://www.toushin.or.jp/)でもご覧頂けます。 上記は、

ファンドの特色

オーストラリアドル建ての国債、州政府債および国際機関債等に分散投資し、安定した収益の確保および信託財産の成長を目指して運用を行います。

- ・オーストラリアドル建ての国債、州政府債および国際機関債を主要投資対象とします。
- ・ブルームバーグオーストラリア債券(Govt)インデックス(円換算ベース)をベンチマーク(注)とします。
- ・組入債券の平均格付けは、原則として、AA-格相当以上を維持します。
- ・投資する債券は、原則として取得時においてA-格相当以上の格付けを取得している公社債、または(これらの格付けが無い場合)委託会社が同等と判断した公社債に限定します。
- (注)ベンチマークとは、ファンドの運用を行うに当たり、運用目標の基準あるいはパフォーマンスを評価するための基準です。

■ブルームバーグオーストラリア債券(Govt)インデックス

オーストラリアの債券市場の値動きを表す代表的な指数であり、オーストラリアの国債および州政府債により構成されており、同インデックスに関する知的財産権その他一切の権利は、Bloombergに帰属します。ブルームバーグオーストラリア債券(Govt)インデックス(円換算ベース)は、当インデックスを委託会社が円換算したものです。

■信用格付け

格付けとは、債券の元本返済および利金の支払いが当初の予定どおり行われる確実性の評価をランク付け したものをいいます。S&Pグローバル・レーティング社、ムーディーズ社などの格付機関が格付けを行って います。付与された格付けは随時見直され、発行体の財務状況の変化などによって変更されます。 低い格付けを持つ債券ほど、元本返済および利金の支払いが定めどおり行われる確実性が低く、よって信

	S&Pグローバル・ レーティング社	ムーディーズ社		信用度	
投資適格債 (BBB-以上)	AAA AA A BBB	Aaa Aa A Baa	取得時においてA-格相当以上 とすることを基本とします。	高い	
投資適格債未満 (BBB-未満)	BB CCC CC C	Ba B Caa Ca C		低い	

格付機関の格付けは、最高位以外のものについて3段階の格付けが付されています。 S&Pグローバル・レーティング社の場合、AA+、AA、AA-、A+、A、A-、ムーディーズ社の場合、Aa1、Aa2、Aa3、A1、A2、A3と表されます。

2 組入国債等の利子・配当等収益等を中心に、原則として毎月分配を行う方針です。

毎月17日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。分配対象額が少額の場合等には分配を行わないことがあります。

※基準価額が当初元本である1万円(1万口当たり)を下回る場合においても、利子・配当等収益等を中心に分配を行う方針です。

※詳しくは後記分配方針をご覧ください。

用リスクが高いということになります。

3 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

外貨建資産への投資割合は高位を保ち、原則として為替ヘッジは行いませんので、為替変動リスクがあります。ただし市況動向等により、対円での為替ヘッジを行う場合があります。

4 運用は、UBSアセット・マネジメント(オーストラリア)リミテッドに委託します。

スイスを本拠地とするグローバルな総合金融機関であるUBSグループの一員です。

- 委託する範囲:有価証券等および通貨の運用
- ・委託先名称: UBSアセット・マネジメント(オーストラリア)リミテッド

(UBS Asset Management (Australia) Ltd)

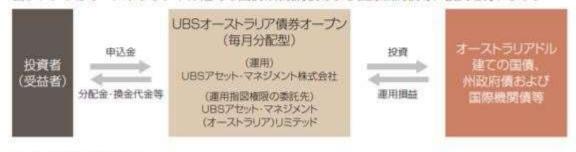
◎ 運用プロセス



2025年7月末現在

○ファンドの仕組み

当ファンドはオーストラリアドル建ての国債、州政府債および国際機関債等に投資を行います。



○主な投資制限

O TTO IN DEDICATE	
株式への投資割合	信託財産の純資産総額の10%以下とします。
デリバティブの利用	価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様 の損益を実現する目的以外には利用しません。
投資信託証券®への投資割合	信託財産の純資産総額の5%以下とします。
同一銘柄の株式への投資割合	信託財産の純資産総額の10%以下とします。
同一銘柄の転換社債等への投資割合	信託財産の純資産総額の10%以下とします。
外貨建資産への投資割合	制限を設けません。
一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等 エクスポージャーおよびデリバティブ等エクス ポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率	原則として、てれてれる計別性の純貝性総額の10%、百計で 2006以内とします

※上場投資信託証券を除きます。

資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

◎ 分配方針

毎決算時(毎月17日。ただし、休業日の場合は翌営業日とします。)に、原則として次の通り収益分配を行う方針です。

- ①分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の 全額とします。
- ②収益分配金額は、原則として利子・配当等収益等を中心に、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等には、分配を行わないことがあります。
- ③収益の分配にあてなかった利益については、運用の基本方針に基づいて元本部分と同一の運用を行います。
- ※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- ※分配金は、原則として決算日より起算して5営業日目までに支払いが開始されますが、販売会社との契約によっては、税引 後無手数料で再投資が可能です。

[分配イメージ]



※上記はイメージであり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

収益分配金に関する留意事項

○分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その 金額相当分、基準価額は下がります。

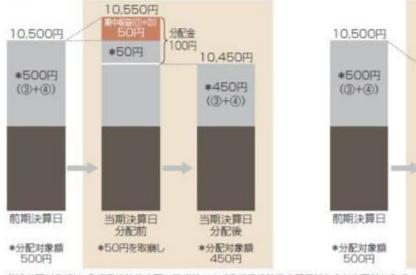


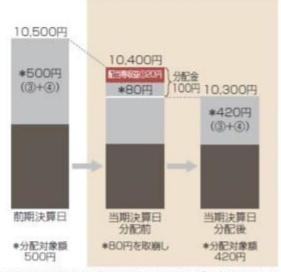
○分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払 われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。 また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

[計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合]

【前期決算日から基準価額が上昇した場合】

【前期決算日から基準価額が下落した場合】





(注)分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびご②分配準備積立金および②収益調整金です。 分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意下さい。

◎投資者(受益者)のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻 しに相当する場合があります。 ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

【分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合】

【分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合】



※元本払戻金(特別分配金)は 実質的に元本の一部払戻し とみなされ、その金額だけ 個別元本が減少します。ま た、元本払戻金(特別分配 金)部分は非課税扱いとな ります。



普通分配金:個別元本(投資者(受益者)のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金・個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者(受益者)の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。 (特別分配金)

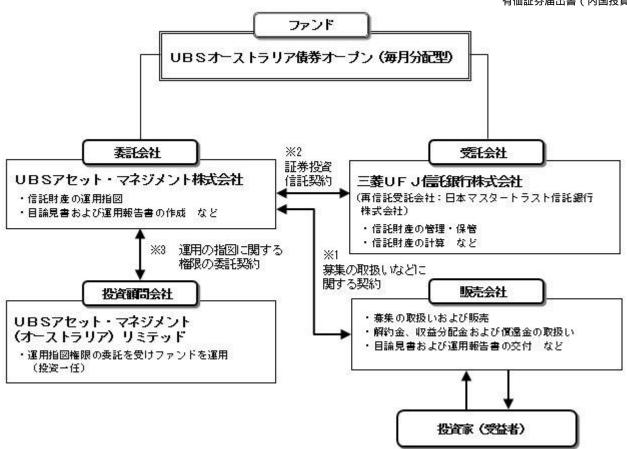
信託金限度額

- ・6,000億円を限度として信託金を追加することができます
- ・委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

(2)【ファンドの沿革】

2003年 8月15日

- ・ファンドの信託契約締結、運用開始
- (3)【ファンドの仕組み】 ファンドの仕組み



- 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集の取扱い、 収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資
- 利限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。 投資顧問会社に運用の指図に関する権限を委託するにあたり、そのルールを委託会社と投資顧問会社との 間で規定したもの。委託する業務内容、報酬の取決めの内容などが含まれています。

委託会社の概況 (2025年7月末現在)

1)資本金

2,200百万円

2)沿革

: ユー・ビー・エス投資顧問株式会社設立 1996年4月1日

1998年4月28日 : ユー・ビー・エス投信投資顧問株式会社に商号変更 2000年7月1日

: ユービーエス・ブリンソン投資顧問株式会社と合併し、 ユービーエス・アセット・マネジメント株式会社に商号変更

2002年4月8日 : ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社に商号変更

: UBSアセット・マネジメント株式会社に商号変更 2015年12月1日

2024年4月2日 : クレディ・スイス証券株式会社から事業譲渡により一部業務を継承

3)大株主の状況

名 称	住 所	所有株数	所有比率
UBSアセット・マネジメント・エイ・ジー	スイス国 チューリッヒ市 CH-8001 バーンホフストラッセ 45	21,600株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

オーストラリアドル建ての国債、州政府債および国際機関債等に分散投資を行います。 ブルームバーグオーストラリア債券(Govt)インデックス(円換算ベース)をベンチマークとします。 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。ただし、市況動向等により、対円での為 替ヘッジを行う場合があります。 株式への投資割合は、転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が 当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得な

いことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号

UBSアセット・マネジメント株式会社(E12473)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)の転換および新

の定のかめる新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)の転換および新株予約権の行使等により取得した株券に限ります。 運用指図に関する権限は、UBSアセット・マネジメント(オーストラリア)リミテッドに委託します。 国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引を行うことができます。 異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引を行うことができます。

異なった過貨、異なった文献金利なたは異なった文献金利とその元本を一定の宗中のも 引を行うことができます。 金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。 なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用を行えない場合があります。

(2)【投資対象】

オーストラリアドル建ての国債、州政府債および国際機関債を主要投資対象とします。

投資の対象とする資産の種類

- スタース (1975年) では (1975年) この信託において投資の対象とする資産の範囲は、次に掲げるものとします。 1)次に掲げる特定資産<u>(「</u>特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定める ものをいいます。以下同じ。 イ)有価証券
 - ロ)デリバティブ取引(金融商品取引法第2条第20項に掲げるものをいいます。)に係る権利のう 次に掲げる権利 有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下
 -)に係る権利
 - . 有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいま
 - す。以下同じ。)に係る権利 . 外国金融商品市場において行う取引であって、1.から3.までに掲げる取引と類似の取
 - 引に係る権利
 - 5.有価証券先渡取引(金融商品取引法第28条第8項第4号イに掲げるものをいいます。)に 係る権利
 - 6 . 有価証券店頭指数等先渡取引(金融商品取引法第28条第8項第4号口に掲げるものをいい ます。)に係る権利
 - 7 . 有価証券店頭オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第4号八及び二に掲げるものをいいます。)に係る権利 8 . 有価証券店頭指数等スワップ取引(金融商品取引法第28条第8項第4号ホに掲げるものを

 - 117ます。)に係る権利 9.金融先物取引(証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関す 2.金融先物取引(証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関す る法律(平成18年法第66号)第1条の規定による廃止前の金融先物取引法(昭和63年法第77号)第2条第1項に規定するものをいいます。)に係る権利
 10.金融デリバティブ取引(投資信託及び投資法人に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令(平成19年内閣府令第61号)第1条の規定による改正前の投資信託及び投資法人に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令(平成19年内閣府令第61号)第1条の規定による改正前の投資信託及び投資法人に
 - 関する法律施行規則(平成12年総理府令第129号)第4条各号に規定するものをいい、金融 先物取引を除きます。)に係る権利(1.から8.までに掲げるものに該当するものを除 きます。
 - 八)約束手形(金融商品取引法第2条第1項15号に掲げるものを除きます。)

)金銭債権

- 2)次に掲げる特定資産以外の資産

イ)為替手形 有価証券の指図範囲

委託会社(約款第22条の2に規定する委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受けたものを含みま

- 安託会任(約款第22条の2に規定する委託会社から連用の指図に関する権限の委託を受けたものを含みます。)は、信託金を主として次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。
 1)転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)の転換および新株予約権の行使等により取得した株券 約権の行使等により取得した株券
-) 国債証券
- 3) 地方債証券
-) 特別の法律により法人の発行する債券
- +) 何別の広洋により広への光13 y る頃分 5) 社債券(新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付 社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。) 6) 資産の流動化に係る特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。) 7) 資産の流動化に係る特定目的信託の受益証券(証券取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいま
- す。) コマーシャル・ペーパー

- 10)投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい ます。
- 11)投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- 12)外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)

UBSアセット・マネジメント株式会社(E12473)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

- 13)オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、
- 有価証券に係るものに限ります。) 14)預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- 15) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 16)指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証 券に限ります。
- 17) 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。) 18) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益 証券に表示されるべきもの
- 19) 外国の者に対する権利で18) の有価証券の性質を有するもの

なお、1)の証券または証書および9)ならびに14)の証券または証書のうち1)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2)から6)までの証券および9)ならびに14)の証券または証書のうち2)から6)までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、10)ならびに11)の証券を以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用指図することが できます。

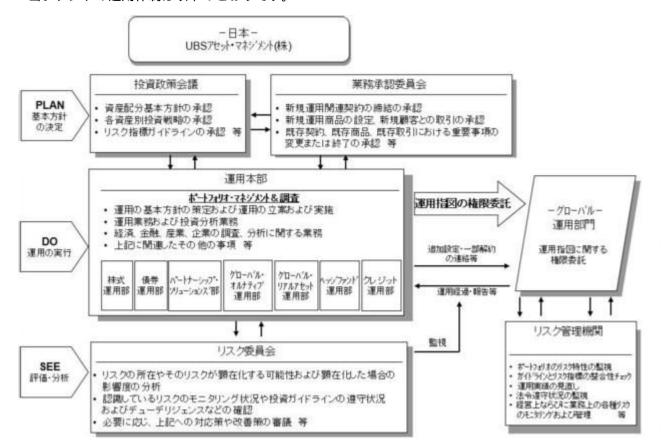
- 1)預金
-) 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
-) コール・ローン) 手形割引市場において売買される手形

4) 手が割引巾場において元貝される手が 5)貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの 6)外国の者に対する権利で5)の権利の性質を有するもの この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上 は、委託会社は、信託金を、上記に掲げる金融商品により運用することの指図がで その他の投資対象と指図範囲 同取引の指図、先物取引等の運用指図、スワップ取引の運用指図、金利先渡取引の でである。 委託会社が運用上必要と認めるときに 上記に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

金利先渡取引および為替先渡取引 の運用指図、有価証券の貸付の指図、有価証券の空売りの指図、有価証券の借入れ、外国為替予約の指 図、資金の借入れを行うことができます。

(3)【運用体制】

当ファンドの運用体制は以下のとおりです。



▽運用体制に関する社内規則等およびファンドに関係する法人等の管理> ファンドの運用に関しましては、当社の運用本部(10~15名程度)は、運用に関する社内規則を遵守することが求められております。当該社内規則におきましては、運用者の適正な行動基準および禁止行為が規定されており、法令遵守、顧客の保護、最良執行・公平性の確保等が規定されています。実際の取引においては、取引を行う第一種金融商品取引業者の承認基準、利害関係人との取引・ファンド間売買等の種々の社内規程を設けて、利益相反となる取引、インサイダー取引等の防止措置を講じております。 当社内規程を設けて、利益相反となる取引、インサイダー取引等の防止措置を講じております。 を行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を受託会社より受

取っております。

< 内部管理およびファンドに係る意思決定を監督する組織> 投資政策会議:

投資政策 が 通用の基本方針、運用戦略等の決定機関として投資政策会議を経営委員会直属の機関として設置しております。投資政策会議は、原則として議長である運用本部長が毎月および必要に応じて招集し、その議事運営には、運用本部長の他、運用本部を構成する各部のうち、投資判断を行う部の部長またはその代理の5~10名程度が構成員として参加しております。なお、議長の承認により構成員以外の者を参 考人として出席させることができます。

業務承認委員会:商品性、収益性、リスク管理等の観点から、新規運用関連契約の締結、新規運用商品の設定、新規顧客との取引、既存契約および既存商品ならびに既存取引における重要事項の変更ないし終了等を包括的にレビューし、承認する機関として、経営委員会直属である業務承認委員会を設置しております。業務承認委員会は、原則として案件の申請者または議長である商品開発部長が招集し、その議事運営には、社長、ジャパン・オペレーティング・オフィサー、審議案件に関与する機関投資家営業本部長またはホールセール本部長、運用本部長、管理本部長、商品開発部長、コンプライアンス&オペレーショナル・リスク・コントロール部長、法務部長、経理部長、企画管理部長またはその代理の10名程度が構成員として参加しております。なお、議長の承認により構成員以外の者を参考人として出席させることができます。

リスク委員会:

リスク委員会: 経営委員会が直接所管する統合運用リスクを除き、経営上ならびに業務上のリスクの所在やそのリスクが顕在化する可能性および顕在化した場合の影響度を分析し、認識しているリスクのモニタリング状況やデューデリジェンスなどの確認を行い、必要に応じて対応策や改善策などを決議する機関として、経営委員会直属であるリスク委員会を設置しております。なお、統合運用リスクについては経営委員会への報告のためリスク委員会にて定期的なモニタリングを行います。リスク委員会は、原則としてジャパン・オペレーティング・オフィサーまたは企画管理部長が毎月および必要に応じて招集し、その議事運営には、社長、ジャパン・オペレーティング・オフィサー、機関投資家営業本部長、ホールセール本部長、UBSパートナー部長、運用本部長、管理本部長、商品開発部長、コンプライアンス&オペレーショナル・リスク・コントロール部長、法務部長、経理部長、人事部長、企画管理部長、テクノロジー部長の14名程度の構成員が参加しております。なお、議長の承認により構成員以外の者を参考人として出席させることができます。

上記の運用体制は、2025年7月末現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

(4)【分配方針】

収益分配方針

- を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等には、分配を行わないことがありま
- 3) 収益の分配にあてなかった利益については、運用の基本方針に基づいて元本部分と同一の運用を行 います。 収益分配金の支払い

- <分配金再投資コース>

毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として決算日から起算して5営業日ま 受別・共初に別で、100〜1000年間の日本社の日によるロ(原則として決算口から起算して5 営業日まで)から収益分配金を支払います。支払いは販売会社において行なわれます。 各コースの詳細については、「第2 管理及び運営 1 申込(販売)手続等 (2)コースの選択」をご参照下さい。

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

(5)【投資制限】

約款に定める投資制限

- 1)株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
 2)デリバティブ取引(法人税法第61条の5に定めるものをいいます。)の利用は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の担益を実現する目的以外には利用しません。

- の規範で表現する日間以下には利用しません。 3)投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 4)同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 5)同一銘柄の転換社債等への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 6)外貨資産への投資割合には関係である。の表に対する株式等エクスポージャー。
-)一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- 8)投資する株式等の範囲
 - イ)委託会社が投資することを指図する株式は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

するもの、および証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するも のとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りで はありません。

口)イ)の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式で目論見書等において上場または登録 されていることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるも のとします

9)信用取引の指図範囲

- 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるとします。 イ)委託会社は、
- 口)イ)の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- こう ()。 信託財産の一部解約等の事由により、口)の売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産 総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一 部を決済するための指図をするものとします。 八)信託財産の-

10) 先物取引等の運用指図

- イ)委託会社は、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします
- (以下同じ。)。 ロ)委託会社は、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。 ハ)委託会社は、わが国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の

- イ)委託会社は、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件 のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることがで きます。
- ロ)スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として約款第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限別ではありません。
- ハ)スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価す

- 八)スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手力か甲場夫努並利寺をもこに昇出した間隔を町間であるものとします。
 二)委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
 12)金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図イ)委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
 口)金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、約款第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 ハ)金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

- 13) 有価証券の貸付の指図および範囲
 イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図を含むことができます。
 - 1.株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。 2.公社賃の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する
 - る公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
 - ロ)イ)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。 ハ)委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものと
- します。 14)有価証券の空売りの指図範囲

- イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または 約款第32条の規定により借入れた有価証券を売付けることの指図をすることができます。なお、 当該売付けの決済については、売付けた有価証券の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図
- ロ)イ)の売付けの指図は、当該売付けに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内 とします。
- 八)信託財産の一部解約等の事由により、ロ)の売付けに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資 産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

- 15)有価証券の借入れ イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
 - す
 - す。 ハ)信託財産の一部解約等の事由により、ロ)の借入れに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資 産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた 有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
- ニ)イ)の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。 16)特別の場合の外貨建有価証券への投資制限 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

には、制約されることがあります。

- 17) 外国為替予約の指図 イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
 - ロ)イ)の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額に つき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。 ただし、信託財産に属す る外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限り ではありません。
 - ハ)ロ)の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。 その超える額に相当

資産総額を超えないものとします。

19) 資金の借入れ

- イ)委託会社は、 信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、信託財産において一 部解約金の支払資金に不足額が生じるときは、資金借入れの指図をすることができます。なお、 当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- - 一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲 内。
- 3. 借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内。 ハ)ロ)の借入期間は、有価証券等の売却代金の入金日までに限るものとします。 二)借入金の利息は信託財産中より支弁します。

法令による投資制限

法令による投資制限

1)同一法人の発行する株式(投資信託及び投資法人に関する法律)
同一法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行なう投資信託全体で、当該株式の議決権の過半数を保有することとなる取引は行ないません。

2)デリバティブ取引の投資制限(金融商品取引業等に関する内閣府令)
委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引(新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。)を行い、または継続することを内容とした運用を行いません。

3)信用リスク集中回避のための投資制限(金融商品取引業等に関する内閣府令)
委託会社は、運用財産に関し、信用リスク(保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。)を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる内容とした運用を行いません。

3【投資リスク】

(1)ファンドのリスク

ファントのリスク 当ファンドは、主にオーストラリアドル建ての国債、州政府債および国際機関債等を投資対象とします ので、金利の変動や、組入公社債の発行体の業績悪化等の影響により、組入公社債の価格が下落した場合には、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、オーストラリアドル等の外国通貨と日本円との間の為替の変動により損失を被ることがあります。したがって、投資家の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。また、投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドにかかる主なリスクは次のとおりです。 ただし、すべてのリスクについて記載されているわけではありません。

公社債の価格変動リスク

公社債の価格は、主に金利の変動および発行体の信用力の変化の影響を受けて変動します。公社債の価格が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。公社債の価格の変動幅は、債券の償還までの残存期間、発行体の信用状況などに左右されます。

1)金利変動リスク

公社債の価格は金利変動によって変動します。一般的に公社債の市場価格は、金利が低下した場合には上昇する傾向となり、逆に金利が上昇した場合には公社債の市場価格は下落する傾向 があります。

2)信用リスク

信用り入り 公社債の価格は発行体の信用力の変化によっても変動します。公社債の発行体の業績悪化、財 務内容の変化、経営不振等により、債務不履行(デフォルト、元利金の支払いが期日までに行 われないこと)が生じた場合、あるいはそのような状況が予想される局面となった場合には、 公社債の価格は大きく下落することがあります。このような場合には当ファンドの基準価額が 影響もまた。

為替変動リスク

為質を動り入り 外貨建資産を円貨ベースにした場合、その資産価値は、為替レートの変動により影響を受けること になります。為替レートは短期間に大幅に変動することがあります。したがって、為替の変動に伴 い、当ファンドの基準価額も変動します。為替レートは一般に、外国為替市場の需給、世界各国へ の投資メリットの差異、金利の変動その他の様々な国際的要因により決定されます。また、為替

UBSアセット・マネジメント株式会社(E12473)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

レートは、各国政府・中央銀行による介入、通貨管理その他の政策によっても変動する可能性があ ります。 流動性リスク

流割性り入り 急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合、または市場を取り巻く外部環境に急激 な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、機動的に有価証券等を売買でき ないことがあります。このような場合には、当該有価証券等の価格の下落により、当ファンドの基 準価額が影響を受けることがあります。 カントリーリスク 投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引 に対して新れるたります。

用が困難となったりする場合があります。

< その他の留意点>

短期金融商品の信用リスク

当ファンド資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融商品で運用する場合、債務不履行 ヨノアノト資産をコール・ローノ、譲渡性頂並証言寺の短期並配向田と建田する場合、関初で原口により損失が発生する可能性があります。 買付および換金申込に係る制限
・買付または換金の申込日が、シドニーの銀行もしくはシドニー先物取引所の休業日またはその他シドニーの債券市場の取引停止日と同日の場合には、当該買付または換金の申込は受付けません。
・金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止をの他やむを得ない事情があるときと

- は、買付および換金の申込の受付けを中止することおよび既に受付けた当該各申込を取り消すこと
- があります。 ・信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口換金請求には制限を設ける場合があります。 クーリング・オフ
 - · 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の 適用はありません。 分配金に関する留意点

分配金は計算期間中に発生した信託報酬等控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。)を超過して支払われる場合がありますので、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。受益者のファンドの購入価額によっては、分配金はその支払いの一部ないし全てが実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。また、ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。なお、分配金の支払いは純資産総額から行われますので、分配金支払いにより純資産総額は減少することになり、基準価額が下落する要因となります。流動性リスクに関する留意点当ファンドは、大量の換金が発生した短期間での資金充当の際や、主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量に制限がかかるリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金申込の受付が中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。 分配金は計算期間中に発生した信託報酬等控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みま

- < 投資信託に関する一般的なリスク >
 ・法令や税制が変更される場合に、投資信託を保有する受益者が重大な不利益を被る可能性がありま
 - ・信託財産の状況によっては、目指す運用が行われないことがあります。また、信託財産の減少の状況 によっては、委託会社が目的とする運用が困難と判断した場合、安定運用に切り替えることがありま
 - ・短期間に相当金額の解約申込があった場合には、解約資金を手当てするために組入有価証券を直前の 市場実勢から乖離した価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要
 - 因となり、損失を被ることがあります。
 ・証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更等の諸事情により閉鎖されることがあります。これにより当ファン ドの運用が影響を被って基準価額の下落につながり、その結果、投資元本を下回る可能性があります

- < 投資信託に関する一般的な留意事項 >
 ・投資信託は、預貯金または保険契約とは異なり、預金保険機構、貯金保険機構、保険契約者保護機構 の保護の対象ではありません。
 - ・投資信託は、金融機関の預貯金とは異なり、元本および利息の保証はありません。また、預金保険制度の対象ではありません。
 - ・金融商品取引業者(従来の証券会社)以外の登録金融機関は、投資者保護基金には加入していませ
 - ・投資信託の設定・運用は投資信託委託会社が行います(販売会社は販売の窓口となります。)。 ・投資した資産価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客さまが負います。

(2)リスク管理体制

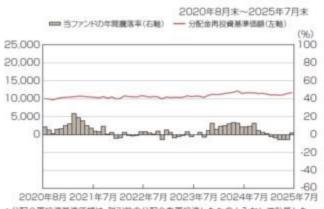
受託会社では、投資対象・投資制限等を規定した運用ガイドラインや、投資対象資産の流動性リスクを評価するための規程を定め、運用部門から独立した部署等により、運用結果の検証や各種リスクの適切な管理がモニタリングされます。それらの状況は定期的に開催される委員会等に報告され、必要な対策

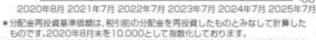
が講じられる態勢となっています。 また、委託会社は、運用指図権限の委託先とファンドの運用方針に基づくガイドライン等を規定した運 用委託契約を締結し、運用状況、ガイドラインの遵守状況をモニタリングします。

上記体制は2025年7月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

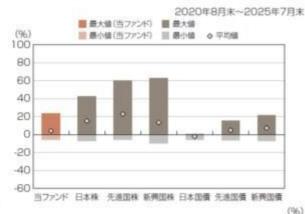
当ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較





年間騰落率は、2020年8月から2025年7月の5年間の各月末における1年間の 腰落率を表示したものです。



	=27-21-	BEST	45-11/2	High City	TESTS.	100 IN	A leg
最大值	23.3	42.1	59.8	62.7	0.6	15.3	21.5
最小值	△5.8	△ 7.1	△ 5.8	△9.7	△ 5.5	△ 6.1	△7.0
平均值	4.1	15.2	22.9	13.4	△21	4.8	7.3

- *上記は、ファンドと代表的な資産クラスを定置的に比較できるように作成したも のです.
- *全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません
- *2020年8月から2025年7月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大 値・最小値・平均値を表示したものです。
- ※分配会再投資基準価値および年期騰減率は、拠引前の分配会を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価値および実際の基準価値に基づいて計算した年期 騰落率と異なる場合があります。

■各資産クラスの指数

日 本 株:東原株価指数(TOPIX)(配当込み)

先進国株: MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース) 新興国株: MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース)

日本国債: NOMURA-BPI国債

先進国債: FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)

新典国債: JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円換算ベース) (注)海外の指数は、海替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しております。株式会社野村総合研究所および各指数のデータ提供者は、その内容について、傷憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判 断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

・東脳株価指数(TOPIX)(配当込み)

東版株価指数(TOPIX)に関する著作権、知的財産権子の他一切の権利は、株式会社JPX銀研又は株式会社JPX銀研の関連会社に帰属します。

- MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)
 MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース)

MSCIインデックスに関する著作権。知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

- NOMURA-BPI団債

NOMURA-BPIに関する著作権、節標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。

- · FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ペース)
- FTSE世界国債インデックスに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。
- JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円換算ベース) JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお 問い合わせください。

- ・販売会社における申込手数料率は2.2%(税抜2.0%)が上限となっております。 ・申込手数料の額(1口当たり)は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込手数料率を乗じて得 た額とします
- ・〈分配金再投資コース〉の場合、収益分配金の再投資により取得する口数については、申込手数料は かかりません。 申込手数料は、 商品および関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務手 続きの対価です。

(2)【換金(解約)手数料】

換金手数料

ありません。 信託財産留保額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額(1口当たり)が差し引かれます。

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

「信託財産留保額」とは、投資信託を解約される受益者の解約代金から差し引いて、信託財産に繰り 入れる金額のことです。

(3)【信託報酬等】

信託報酬

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年1.1%(税抜1.0%)の率を 乗じて得た額とします。

信託報酬の配分

信託報酬の配分(税抜年率)は、以下の通りとします。

信託報酬 = 運用期間中の基準価額×信託報酬率						
合計	委託会社	販売会社	受託会社			
1.000%	0.475%	0.475%	0.050%			

役務の内容	
委託会社	委託した資金の運用の対価
販売会社	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価
受託会社	運用財産の管理、運用指図実行等の対価

表中の率は税抜です。別途消費税がかかります

投資顧問会社(運用指図権限の委託先)への報酬は、委託会社が受取る報酬から支払われます。

支払時期

信託報酬(信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。)は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払います。

(4)【その他の手数料等】

信託事務の諸費用

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会益者の負担として、原則として発生の都度信託財産中から支弁します。 信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、受

売買委託手数料等

組入有価証券の売買時の売買委託手数料等および先物・オプション取引に要する費用等は、受益者の負 担として、原則として発生の都度信託財産中から支弁します。

監查費用

信託財産に関する監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等相当額は受益者の負担とし、信託財産中

から支弁するものとします。 委託会社は、監査費用の支払いをファンドのために行い、支払い金額をファンドより受領することができます。有価証券届出日現在、監査費用の金額は年110万円を上限とします。ただし、委託会社は、信託 財産の規模等を考慮して、信託の設定時および期中に、随時監査費用の金額または年率を見直し、これを変更することができます。 監査費用は、ファンドの計算期間を通じて毎日計上され、毎計算期末または信託終了時に、信託財産中

から支弁されます

ルラマテンである。 上記 から の費用のうち、主要なものを対価とする役務の内容は以下のとおりです。 1.監査費用:監査法人等に支払うファンド監査に係る費用 2.売買委託手数料:有価証券等を取引所で売買する際に売買仲介人に支払う手数料

- 3、保管費用:海外保管銀行等に支払う海外資産等の保管・送金・受渡等に係る費用

前記 および の費用は、信託財産の規模、取引量等により変動しますので、事前に金額および計算方法を表示することができません。

なお、受益者が直接および間接的に負担する費用の合計額は、保有期間等に応じて異なりますので、表 示することができません。

(5)【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度(NISA)の適用対象とな ります。 当ファンドは、NII 個人受益者の場合

NISAの対象ではありません。

1)収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、20.315%(所得税15.315% および地方税5%)の税率による源泉徴収(原則として、確定申告は不要です。)が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税(配当控除の適用はありません。)のいずれかを選択するできます。

2)解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益(譲渡益)^{*}については譲渡所得として、20.315%(所得税15.315%および地方税5%)の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座(源泉徴収選択口座)を選択している場合は、20.315%(所得税15.315%および地

UBSアセット・マネジメント株式会社(E12473)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

方税 5 %)の税率による源泉徴収(原則として、確定申告は不要です。)が行なわれます。
*解約価額および償還価額から取得費用(申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みま す。)を控除した利益

確定申告等により、解約時および償還時の差損(譲渡損失)については、上場株式等の譲渡益、 株式等の配当等および特定公社債等の利子所得(申告分離課税を選択したものに限ります。)と損益 通算が可能です。また、解約時および償還時の差益(譲渡益)、普通分配金および特定公社債等の利 子所得(申告分離課税を選択したものに限ります。)については、上場株式等の譲渡損失と損益通算 が可能です

法人受益者の場合

1)収益分配金、解約金、 償還金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、15.315%(所得税のみ)の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

2)益金不算入制度の適用

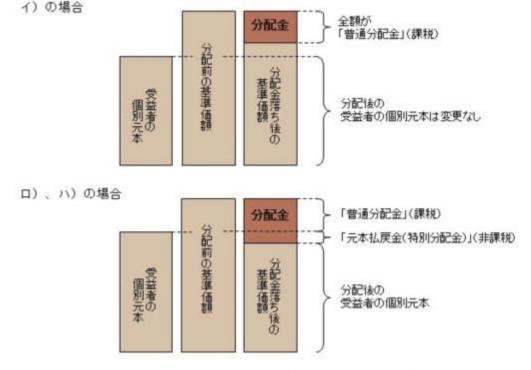
益金不算入制度は適用されません。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。 個別元本

- 1)各受益者の買付時の基準価額(申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれませ)が個別元本になります。

- イ)収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの 合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。 受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場
- 口)収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益
- 者の個別元本となります。

<分配金に関するイメージ図>



外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。 上記は2025年7月末現在のものですので、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更 になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めしま

(参考情報)ファンドの総経費率

対象期間:2024年12月18日~2025年6月17日

総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率		
1.11%	1.09%	0.02%		

(注)対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。)を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口当り)を乗じた数で除した値(年率)です。 ※詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

5【運用状況】

以下の運用状況は2025年 7月31日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

資産の種類	国 / 地域	時価合計(円)	投資比率(%)
国債証券	オーストラリア	13,106,114,346	38.55
地方債証券	オーストラリア	13,765,430,932	40.49
特殊債券	国際機関	2,520,198,473	7.41
	カナダ	835,433,999	2.46
	オーストラリア	793,267,508	2.33
	韓国	787,139,449	2.32
	ドイツ	645,567,306	1.90
	ノルウェー	428,914,121	1.26
	小計	6,010,520,856	17.68
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		1,115,566,510	3.28
合計(純資産総額)		33,997,632,644	100.00

⁽注)「国/地域」は、組入銘柄の発行地または登録地により分類されています。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ.評価額上位銘柄明細

国/地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
オースト ラリア		AUSTRALIAN GOVT. 1.5%	20,000,000	8,424.63	1,684,927,664	8,491.89	1,698,379,220	1.5	2031/6/21	5.00
オースト ラリア	国債証券	AUSTRALIAN GOVT. 1.25%	19,500,000	8,034.85	1,566,795,965	8,111.63	1,581,768,759	1.25	2032/5/21	4.65
オースト ラリア		AUSTRALIAN GOVT. 2.75%	16,500,000	9,283.40	1,531,761,300	9,332.76	1,539,905,842	2.75	2029/11/21	4.53
オースト ラリア	地方債証 券	NEW S WALES TREA 3%	12,700,000	9,341.51	1,186,372,875	9,387.89	1,192,262,886	3	2029/4/20	3.51
オースト ラリア	国債証券	AUSTRALIAN GOVT. 3%	12,100,000	8,790.17	1,063,611,550	8,884.08	1,074,974,747	3	2033/11/21	3.16
オースト ラリア	国債証券	AUSTRALIAN GOVT. 1%	11,500,000	8,043.02	924,948,427	8,115.19	933,247,402	1	2031/11/21	2.75
オースト ラリア		QUEENSLAND TREAS 1.5%	11,500,000	7,826.14	900,007,240	7,915.73	910,309,035	1.5	2032/8/20	2.68
オースト ラリア		AUSTRALIAN GOVT. 2.5%	9,700,000	9,118.38	884,483,299	9,172.55	889,737,969	2.5	2030/5/21	2.62
オーストラリア	地方債証 券	NEW S WALES TREA 1.25%	9,400,000	8,323.70	782,428,132	8,390.48	788,705,140	1.25	2030/11/20	2.32

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

							1月1川証:	分油山書	(内国投資	製品武
オースト ラリア	国債証券	AUSTRALIAN GOVT. 4.5%	7,000,000	9,847.92	689,354,719	9,933.36	695,335,754	4.5	2033/4/21	2.05
オースト ラリア	国債証券	AUSTRALIAN GOVT. 3.75%	7,600,000	8,949.51	680,163,399	9,074.50	689,662,623	3.75	2037/4/21	2.03
オーストラリア	地方債証 券	QUEENSLAND TREAS 3.5%	7,100,000	9,360.28	664,579,994	9,417.14	668,617,481	3.5	2030/8/21	1.97
オースト ラリア	地方債証 券	TREAS CORP VICT 3%	6,900,000	9,388.66	647,817,988	9,427.15	650,473,660	3	2028/10/20	1.91
カナダ	特殊債券	EXPORT DEV CAN 4.5%	6,500,000	9,783.36	635,918,461	9,826.37	638,714,133	4.5	2029/8/8	1.88
オースト ラリア	国債証券	AUSTRALIAN GOVT. 3.75%	6,400,000	9,240.68	591,403,529	9,339.11	597,703,245	3.75	2034/5/21	1.76
オースト ラリア	地方債証 券	NEW S WALES TREA 1.75%	7,700,000	7,494.38	577,067,519	7,601.47	585,313,669	1.75	2034/3/20	1.72
オースト ラリア	地方債証 券	NEW S WALES TREA 4.75%	6,100,000	9,455.15	576,764,425	9,577.83	584,247,936	4.75	2035/2/20	1.72
オースト ラリア	国債証券	AUSTRALIAN GOVT. 2.75%	6,700,000	8,349.77	559,435,204	8,459.37	566,778,041	2.75	2035/6/21	1.67
オースト ラリア	地方債証 券	NEW S WALES TREA 1.5%	6,800,000	8,016.28	545,107,083	8,096.14	550,537,740	1.5	2032/2/20	1.62
韓国	特殊債券	EXP-IMP BK KOREA /FRN	5,000,000	9,571.09	478,554,981	9,568.02	478,401,029	4.39	2030/3/27	1.41
国際機関	特殊債券	INTL FIN CORP 3.15%	4,900,000	9,326.60	457,003,625	9,377.12	459,478,885	3.15	2029/6/26	1.35
オースト ラリア	国債証券	AUSTRALIAN GOVT.0.25%/IL	4,500,000	8,465.43	454,482,566	8,547.29	458,861,711	0.25	2032/11/21	1.35
国際機関	特殊債券	EUROPEAN INVT BK 1.3%	5,400,000	8,190.05	442,262,914	8,251.73	445,593,473	1.3	2031/1/27	1.31
ノル ウェー	特殊債券	KOMMUNALBANKEN 4.35%	4,400,000	9,722.83	427,804,897	9,748.04	428,914,121	4.35	2028/1/18	1.26
オースト ラリア	地方債証 券	AUSTRALIAN CPTL 5.25%	4,300,000	9,543.19	410,357,420	9,688.87	416,621,535	5.25	2036/10/23	1.23
国際機関	特殊債券	EUROPEAN INVT BK 3.3%	4,400,000	9,393.57	413,317,244	9,439.75	415,349,410	3.3	2029/5/25	1.22
オースト ラリア	特殊債券	EXPORT FIN & INS 1.065%	5,000,000	8,204.19	410,209,915	8,263.56	413,178,302	1.065	2030/11/20	1.22
オースト ラリア	地方債証 券	QUEENSLAND TREAS 1.25%	5,000,000	8,169.94	408,497,199	8,242.01	412,100,638	1.25	2031/3/10	1.21
オースト ラリア	国債証券	AUSTRALIAN GOVT. 2.75%	5,400,000	7,493.51	404,649,938	7,603.20	410,573,241	2.75	2041/5/21	1.21
ドイツ	特殊債券	KFW 4.45%	4,000,000	9,785.95	391,438,355	9,834.64	393,385,848	4.45	2030/1/16	1.16

(注)「国/地域」は、組入銘柄の発行地または登録地により分類されています。

口.種類別の投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	38.55
地方債証券	40.49
特殊債券	17.68
合計	96.72

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

期別		純資産総額 (百万円)		1口当たり純資産額(円)	
		分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第25特定期間末	(2016年 1月18日)	88,975	90,015	0.6845	0.6925
第26特定期間末	(2016年 7月19日)	90,265	91,358	0.6607	0.6687
第27特定期間末	(2017年 1月17日)	102,463	103,750	0.6369	0.6449
第28特定期間末	(2017年 7月18日)	108,819	109,789	0.6170	0.6225
第29特定期間末	(2018年 1月17日)	99,817	100,744	0.5927	0.5982
第30特定期間末	(2018年 7月17日)	86,749	87,637	0.5372	0.5427
第31特定期間末	(2019年 1月17日)	76,102	76,639	0.4959	0.4994
第32特定期間末	(2019年 7月17日)	73,325	73,621	0.4957	0.4977
第33特定期間末	(2020年 1月17日)	68,697	68,836	0.4935	0.4945
第34特定期間末	(2020年 7月17日)	62,051	62,178	0.4886	0.4896
第35特定期間末	(2021年 1月18日)	59,885	60,001	0.5153	0.5163
第36特定期間末	(2021年 7月19日)	54,861	54,968	0.5123	0.5133
第37特定期間末	(2022年 1月17日)	49,427	49,527	0.4970	0.4980
第38特定期間末	(2022年 7月19日)	47,419	47,511	0.5120	0.5130
第39特定期間末	(2023年 1月17日)	42,380	42,467	0.4827	0.4837
第40特定期間末	(2023年 7月18日)	41,902	41,986	0.4989	0.4999
第41特定期間末	(2024年 1月17日)	40,349	40,389	0.5157	0.5162
第42特定期間末	(2024年 7月17日)	40,442	40,478	0.5664	0.5669
第43特定期間末	(2025年 1月17日)	34,703	34,737	0.5147	0.5152
第44特定期間末	(2025年 7月17日)	33,956	33,988	0.5305	0.5310
	2024年 7月末日	37,676		0.5296	
	8月末日	37,837		0.5354	
	9月末日	37,660		0.5373	
	10月末日	37,062		0.5353	
	11月末日	35,861		0.5247	
	12月末日	35,800		0.5290	
	2025年 1月末日	34,597		0.5164	
	2月末日	33,546		0.5051	
	3月末日	33,478		0.5078	
	4月末日	32,902		0.5017	
	5月末日	33,040		0.5075	
	6月末日	33,928		0.5256	
	7月末日	33,997		0.5330	

(注)分配付きの金額は、特定期間末の金額に当該特定期間末の分配金を加算した金額です。

【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金(円)
第25特定期間	2015年 7月18日~2016年 1月18日	0.0480
第26特定期間	2016年 1月19日~2016年 7月19日	0.0480
第27特定期間	2016年 7月20日~2017年 1月17日	0.0480
第28特定期間	2017年 1月18日~2017年 7月18日	0.0430

第29特定期間	2017年 7月19日~2018年 1月17日	0.0330
第30特定期間	2018年 1月18日~2018年 7月17日	0.0330
第31特定期間	2018年 7月18日~2019年 1月17日	0.0210
第32特定期間	2019年 1月18日~2019年 7月17日	0.0150
第33特定期間	2019年 7月18日~2020年 1月17日	0.0100
第34特定期間	2020年 1月18日~2020年 7月17日	0.0060
第35特定期間	2020年 7月18日~2021年 1月18日	0.0060
第36特定期間	2021年 1月19日~2021年 7月19日	0.0060
第37特定期間	2021年 7月20日~2022年 1月17日	0.0060
第38特定期間	2022年 1月18日~2022年 7月19日	0.0060
第39特定期間	2022年 7月20日~2023年 1月17日	0.0060
第40特定期間	2023年 1月18日~2023年 7月18日	0.0060
第41特定期間	2023年 7月19日~2024年 1月17日	0.0045
第42特定期間	2024年 1月18日~2024年 7月17日	0.0030
第43特定期間	2024年 7月18日~2025年 1月17日	0.0030
第44特定期間	2025年 1月18日~2025年 7月17日	0.0030

【収益率の推移】

期	期間	収益率(%)
第25特定期間	2015年 7月18日~2016年 1月18日	10.4
第26特定期間	2016年 1月19日~2016年 7月19日	3.5
第27特定期間	2016年 7月20日~2017年 1月17日	3.7
第28特定期間	2017年 1月18日~2017年 7月18日	3.6
第29特定期間	2017年 7月19日~2018年 1月17日	1.4
第30特定期間	2018年 1月18日~2018年 7月17日	3.8
第31特定期間	2018年 7月18日~2019年 1月17日	3.8
第32特定期間	2019年 1月18日~2019年 7月17日	3.0
第33特定期間	2019年 7月18日~2020年 1月17日	1.6
第34特定期間	2020年 1月18日~2020年 7月17日	0.2
第35特定期間	2020年 7月18日~2021年 1月18日	6.7
第36特定期間	2021年 1月19日~2021年 7月19日	0.6
第37特定期間	2021年 7月20日~2022年 1月17日	1.8
第38特定期間	2022年 1月18日~2022年 7月19日	4.2
第39特定期間	2022年 7月20日~2023年 1月17日	4.6
第40特定期間	2023年 1月18日~2023年 7月18日	4.6
第41特定期間	2023年 7月19日~2024年 1月17日	4.3
第42特定期間	2024年 1月18日~2024年 7月17日	10.4
第43特定期間	2024年 7月18日~2025年 1月17日	8.6
第44特定期間	2025年 1月18日~2025年 7月17日	3.7

⁽注)各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額(分配落ち)に当該特定期間の分配金を加算し、当該特定期間の直前の 特定期間末の基準価額(分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得 た数に100を乗じた数です。

(4)【設定及び解約の実績】

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	P	<u> </u>
期	期間	設定口数	解約口数
第25特定期間	2015年 7月18日~2016年 1月18日	7,607,922,154	14,675,667,449
第26特定期間	2016年 1月19日~2016年 7月19日	14,740,304,430	8,122,607,079
第27特定期間	2016年 7月20日~2017年 1月17日	33,913,714,723	9,639,629,381
第28特定期間	2017年 1月18日~2017年 7月18日	27,768,863,161	12,289,001,543
第29特定期間	2017年 7月19日~2018年 1月17日	8,216,406,674	16,167,803,390
第30特定期間	2018年 1月18日~2018年 7月17日	5,648,232,323	12,572,248,935
第31特定期間	2018年 7月18日~2019年 1月17日	3,640,488,153	11,680,305,029
第32特定期間	2019年 1月18日~2019年 7月17日	3,641,624,299	9,160,554,436
第33特定期間	2019年 7月18日~2020年 1月17日	1,984,655,312	10,719,300,926
第34特定期間	2020年 1月18日~2020年 7月17日	1,047,685,565	13,253,906,316
第35特定期間	2020年 7月18日~2021年 1月18日	845,389,356	11,615,128,688
第36特定期間	2021年 1月19日~2021年 7月19日	603,701,607	9,734,114,199
第37特定期間	2021年 7月20日~2022年 1月17日	724,998,472	8,364,300,965
第38特定期間	2022年 1月18日~2022年 7月19日	575,488,642	7,406,071,931
第39特定期間	2022年 7月20日~2023年 1月17日	502,345,812	5,328,519,166
第40特定期間	2023年 1月18日~2023年 7月18日	576,599,263	4,380,978,173
第41特定期間	2023年 7月19日~2024年 1月17日	868,030,157	6,613,963,035
第42特定期間	2024年 1月18日~2024年 7月17日	391,043,330	7,225,049,384
第43特定期間	2024年 7月18日~2025年 1月17日	454,817,199	4,442,373,391
第44特定期間	2025年 1月18日~2025年 7月17日	251,330,761	3,663,857,411

参考情報

運用実績

- ◎最新の運用実績は委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。
- ◎運用実績はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

基準価額・純資産の推移(2025年7月31日現在)

純資産総額(右軸) — 基準価額(左軸) — 分配金再投資基準価額(左軸) (億円) 28.000 6.000 5,000 24,000 20.000 4.000 16,000 3.000 12,000 2,000 8,000 1,000 4,000年8月 2011年8月

分配の推移(1万口当たり、税引前)

5円
5円
5円
5円
5円
60円
12,885円

※分配金再投資基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後で、収益分配が行われた場合に は税引前の当該分配金を再投資したものとして算出。

主要な資産の状況(2025年7月31日現在)

組入上位10銘柄

	銘柄名	種類	償還日	利率	国名または地域	投資比率
1	AUSTRALIAN GOVT. 1.5%	国債証券	2031/6/21	1.50%	オーストラリア	5.00%
2	AUSTRALIAN GOVT, 1.25%	国債証券	2032/5/21	1.25%	オーストラリア	4.65%
3	AUSTRALIAN GOVT. 2.75%	国債証券	2029/11/21	2.75%	オーストラリア	4.53%
4	NEW S WALES TREA 3%	地方債証券	2029/4/20	3.00%	オーストラリア	3.51%
5	AUSTRALIAN GOVT. 396	国債証券	2033/11/21	3.00%	オーストラリア	3.16%
6	AUSTRALIAN GOVT, 1%	国債証券	2031/11/21	1.00%	オーストラリア	2.75%
7	QUEENSLAND TREAS 1.5%	地方債証券	2032/8/20	1.50%	オーストラリア	2.68%
8	AUSTRALIAN GOVT. 2.5%	国債証券	2030/5/21	2.50%	オーストラリア	2.62%
9	NEW S WALES TREA 1.25%	地方價証券	2030/11/20	1.25%	オーストラリア	2.32%
10	AUSTRALIAN GOVT. 4.5%	国債証券	2033/4/21	4.50%	オーストラリア	2.05%

※投資比率は、ファンドの純資産総額に占める割合です。

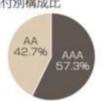
資産構成比

種別	投資比率		
国債証券	38.55%		
地方債証券	40.49%		
特殊債券	17.68%		
その他	3.28%		
合計	100.00%		

※投資比率は、ファンドの純資産総額に 占める割合です。

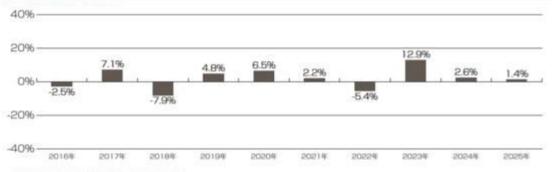
※その他には、キャッシュ等が含まれます。 ※「国際機関債」は特殊債券に、「州政府 債」は地方債証券に分類されています。





※構成比は、ファンドの債 券部分の評価額合計に 占める割合です。

年間収益率の推移(2025年7月31日現在)



※2025年は年初から7月末までの騰落率。

※税引前分配金を再投資したものとして算出。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

泰基準価額は運用管理費用(個託報酬)控除後で算出。

UBSアセット・マネジメント株式会社(E12473) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

(1)申込方法

販売会社所定の方法でお申し込みください。

コースの選択

ロースの度が 収益分配金の受取方法によって、<分配金再投資コース>と<分配金受取りコース>の2通りがあります。ただし、販売会社によって取扱コースは異なります。また、<分配金再投資コース>を利用する場合は、販売会社と別に定める自動けいぞく投資約款にしたがい契約を締結します。なお、上記の契約または規定について、別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約が用いられることがあり、この場合上記の契念書が終るコースと <分配金再投資コース>

収益分配金を自動的に再投資するコースです。

<分配金受取りコース> 収益分配金を再投資せず、その都度受け取るコースです。

(3)申込みの受付

販売会社の営業日に受け付けます。

(4) 取扱時間

原則として、午後3時30分までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。 販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせくださ

(5)取得申込不可日

販売会社の営業日であっても、取得申込日がシドニーの銀行、シドニー先物取引所の休業日およびその他シドニーにおける債券市場の取引停止日に該当する場合は、取得の申込みの受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(6)申込金額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。 「分配金再投資コース」において収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とし

ます

ま9。 (7)申込単位(当初元本1ロ=1円) 販売会社が取り扱うコースに応じて定めるものとします。 販売会社が取り扱うコースに応じて定めるものとします。

<u>詳しくは、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。</u>

委託会社の照会先

<UBSアセット・マネジメント株式会社>

ホームページアドレス:https://www.ubs.com/japanfunds/

電 話 番 号:03-5293-3700(営業日の9:00-17:00)

(8)申込代金の支払い 取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払いください。 (9)受付の中止および取消

委託会社は、金融商品取引所 等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情 があるときは、取得の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込みの受付を取り消すことができます。 金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口

に規定する外国金融商品市場をいいます。

2【換金(解約)手続等】

<解約請求による換金>

(1)解約の受付 販売会社の営業日に受け付けます。 (2)取扱時間

原則として、午後3時30分までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。 販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせくださ l1.

(3)解約請求不可日

販売会社の営業日であっても、解約請求日がシドニーの銀行、シドニー先物取引所の休業日およびその 他シドニーにおける債券市場の取引停止日に該当する場合は、解約請求の受付は行ないません。詳しく 販売会社にお問い合わせください。

(4)解約制限

信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口解約には制限を設ける場合があります。

(5)解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額(当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額) を控除した価額とします。 ・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先

<UBSアセット・マネジメント株式会社>

ホームページアドレス:https://www.ubs.com/japanfunds/

電 話 番 号:03-5293-3700(営業日の9:00-17:00)

(6) 手取額

1口当たりの手取額は、解約価額から解約に係る所定の税金を差し引いた金額となります 税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。 詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。

(7)解約単位

販売会社が独自に定める単位とします。 詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(8)解約代金の支払い

原則として、解約請求受付日から起算して5営業日目からお支払いします。

(9)受付の中止および取消

- 委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情が あるときは、解約請求の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことが できます。
- 解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日(この計算日が解約請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の解約 請求を受け付けることができる日とします。)に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額の算出

- ・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。
- ・基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額(純資産総額)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは1万口当たりに換算した価額で表示することがありま す。

<基準価額算出の流れ>

(a) 信託財産の総額=ファンドに組み 入れられている有価証券など全てを

純資産総額=(a)信託財産の総額から 時価などにより評価したもの (b) 負債総額(ファンドの運用に必要 な費用などのコスト)を控除したもの (b) 負債総額 基準価額= 純資産総額を 計算日の受益権総口数で 割った金額 (a) 信託財産 の総額 純資產総額 基準価額 (a) - (b)

有価証券などの評価基準

信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部 償却原価法により評価します。

<主な資産の評価方法>

外国公社債

原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日における以下のいずれかの価額で評価します。 ・日本証券業協会が発表する売買参考統計値(平均値) 原則として

・金融商品取引業者(第一種金融商品取引業者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。) 銀行などの提示する価額(売気配料場を除きます。) に類する者をいいます。)、 価格情報会社の提供する価額 銀行などの提示する価額(売気配相場を除きます。)

残存期間1年以内の公社債などについては、一部償却原価法により評価することができます。 ・外貨建資産(外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。)の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客相場の仲値によって計算します。 基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先

<UBSアセット・マネジメント株式会社>

ホームページアドレス: https://www.ubs.com/japanfunds/

電 話 番 号:03-5293-3700(営業日の9:00-17:00)

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

無期限とします(2003年8月15日設定)。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4)【計算期間】

毎月18日から翌月17日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

(5)【その他】

- 信託の終了(繰上償還) 1)委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させること ができます
 - イ)受益者の解約により受益権の口数が10億口を下回ることとなったとき
 - 口)繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき

ハ) やむを得ない事情が発生したとき

- ハ)やむを得ない事情が発生したとき
 2)この場合、あらかじめ、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行ないません。
 3)この繰上償還に異議のある受益者は、一定の期間内(1ヵ月以上で委託会社が定めます。以下同じ。)に異議を述べることができます。(後述の「異議の申立て」をご覧ください。)
 4)委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「異議の申立て」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。
 イ)信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、一定の期間を設けてその公告をよれま面の交付が困難な場合。
- - 公告および書面の交付が困難な場合

 - 口) 監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき ハ) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき(監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じ、異議申立
 - の結果、信託約款の変更が成立の場合を除きます。) 二)受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして
- 解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき 5)繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。 償還金について

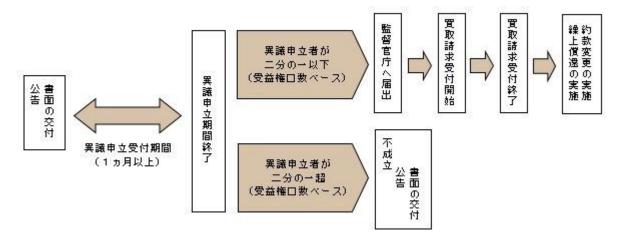
- ・償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日(償還日が休業日の場 合は翌営業日)から起算して5営業日まで)から受益者に支払います。 ・償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

信託約款の変更

- 1)委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更することができます。信託約款の変更を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
 2)この変更事項のうち、その内容が重大なものについては、あらかじめ、その旨およびその内容などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行なれません。
- 3) この信託約款の変更に異議のある受益者は、一定の期間内に異議を述べることができます。(後述の「異議の申立て」をご覧ください。)
 4) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「異議の申
- 立て」の規定を適用します。 異議の申立て
- 1)繰上償還または信託約款の重大な変更に対して、受益者は一定の期間内に委託会社に対して所定の手続きにより異議を述べることができます。一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一を超えるときは、繰上償還または信託約款の変更は行ないません。
- 2)委託会社は、繰上償還または信託約款の変更を行なわない場合は、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原 則として公告を行ないません。
- 3)なお、一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一以下で、繰上償還、信託約款の変更を行なう場合は、異議を述べた受益者は受託会社に対し、自己に帰属する受益権 を信託財産をもって買い取るべき旨を請求できます。

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

<繰上償還、信託約款の重大な変更を行なう場合の手続きの流れ>



公告 公告は日本経済新聞に掲載します。

- 運用報告書の作成 委託会社は、年2回(6月、12月)および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証 券の売買状況などを記載した運用報告書を作成します。 ・交付運用報告書は、原則として知れている受益者に対して交付されます。
- ・運用報告書(全体版)は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書(全体版)の交付請求があった場合には、交付します。

ホームページ アドレス 関係法人との契約について https://www.ubs.com/japanfunds/

- ・販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。
- ・投資顧問会社との運用の指図に関する権限の委託契約は、当ファンドの信託期間終了まで存続します。 ただし、投資顧問会社、委託会社が重大な契約違反を行なったとき、その他契約を継続し難い重大な事 由があるときは、相手方に通知をなすことにより契約を終了することができます。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

- (1)収益分配金・償還金受領権
 - 受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有
 - します。 ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行なわない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。
- (2)解約請求権
 - 受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができま व
- 9。 (3)帳簿閲覧権
 - 受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求する ことができます。

第3【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第 59号)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第 133号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間(2025年 1月18日から2025年 7月17日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

【 U B S オーストラリア債券オープン (毎月分配型)】

(1)【貸借対照表】

		(単位:円)
	前期 2025年 1月17日現在	当期 2025年 7月17日現在
資産の部		
流動資産		
預金	679,264,344	82,636,078
金銭信託	847,926	846,795
コール・ローン	690,015,970	148,964,271
国債証券	16,921,788,563	13,209,955,332
地方債証券	12,011,518,571	13,488,532,370
特殊債券	4,349,463,483	6,009,930,373
派生商品評価勘定	-	325,620
未収入金	-	2,862,628,284
未収利息	214,288,327	207,087,218
前払費用	14,783,799	30,843,434
その他未収収益	28,089,452	8,065,378
流動資産合計	34,910,060,435	36,049,815,153
資産合計	34,910,060,435	36,049,815,153
負債の部		
流動負債		
未払金	104,394,483	1,994,150,587
未払収益分配金	33,710,690	32,004,426
未払解約金	35,049,311	36,876,078
未払受託者報酬	1,660,557	1,532,388
未払委託者報酬	31,550,580	29,115,381
その他未払費用	132,110	126,966
流動負債合計	206,497,731	2,093,805,826
負債合計	206,497,731	2,093,805,826
純資産の部		
元本等		
元本	67,421,380,338	64,008,853,688
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	32,717,817,634	30,052,844,361
(分配準備積立金)	595,370,053	803,985,280
元本等合計	34,703,562,704	33,956,009,327
純資産合計	34,703,562,704	33,956,009,327
負債純資産合計	34,910,060,435	36,049,815,153

(2)【損益及び剰余金計算書】

(2) 【原血及O积水亚川并自】				(単位:円)
	自 至	前期 2024年 7月18日 2025年 1月17日	自至	当期 2025年 1月18日 2025年 7月17日
受取利息		542,182,756		503,004,955
有価証券売買等損益		7,722,338		756,844,495
為替差損益		3,761,568,150		110,814,077
その他収益		18,420,080		17,106,101
営業収益合計		3,208,687,652		1,387,769,628
三世 三世 三世 三世 三世 三世 三世 三世 三世 三世 三世 三世 三世 三				
受託者報酬		10,244,279		9,186,304
委託者報酬		194,641,261		174,539,759
その他費用		4,255,596		3,862,056
営業費用合計		209,141,136		187,588,119
営業利益又は営業損失()		3,417,828,788		1,200,181,509
経常利益又は経常損失()		3,417,828,788		1,200,181,509
当期純利益又は当期純損失()		3,417,828,788		1,200,181,509
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解 約に伴う当期純損失金額の分配額()		22,230,021		5,274,281
期首剰余金又は期首欠損金()		30,965,989,794		32,717,817,634
剰余金増加額又は欠損金減少額		2,066,117,330		1,788,391,588
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額		2,066,117,330		1,788,391,588
剰余金減少額又は欠損金増加額		214,866,653		122,018,746
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額		214,866,653		122,018,746
分配金		207,479,750		196,306,797
期末剰余金又は期末欠損金()		32,717,817,634		30,052,844,361

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

_	(重要な会計万針に係る事項に関す	_ 6注記)
1	1.有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券、特殊債券
		個別法に基づき、原則として時価で評価しております。
		時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(但し、売気配料を持ては、または価格は扱うない。
		相場は使用しない)、または価格情報会社の提供する価額に基づいて評価しております。
	2.デリバティブ等の評価基準及び評価	1
	方法	個別法に基づき、原則として時価で評価しております。
		時価評価にあたっては、原則として、わが国における特定期間末日の対顧客先物売 買相場の仲値によって計算しております。
	3.外貨建資産・負債の本邦通貨への接 算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における特定 期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
4	4.その他財務諸表作成のための基礎と	(1)外貨建取引等の処理基準
	なる事項	外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令
		第133号)第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用
		しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通
		貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定および外貨建各損益勘定の前日の外貨建 純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為
		相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を
		為替差損益とする計理処理を採用しております。
		(2)金融商品の時価に関する補足情報
		金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため異なる前提
L		条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

当特定期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当特定期間の翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼ すリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

	項目	前期 2025年 1月17日現在	当期 2025年 7月17日現在		
1.	特定期間末日における受益権の総数	67,421,380,338□	64,008,853,688□		
2 .		貸借対照表上の純資産額が元 本総額を下回っており、その 差額は32,717,817,634円で す。	貸借対照表上の純資産額が元 本総額を下回っており、その 差額は30,052,844,361円で す。		
3.	特定期間末日における1口当たり純資産額	0.5147円	0.5305円		
	(1万口当たり純資産額)	(5,147円)	(5,305円)		

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

<u>(損益及び剰余金計算書に関する注記)</u>					
前期 自 2024年 7月18日 至 2025年 1月17日			当期 自 2025年 1月18日		
至 2025年 1月17日				至 2025年 7月17日	
1.分配金の計算過程			1	.分配金の計算過程	
	自 2024年 7月18日		自 2025年 1月18日		
3	至 2024年 8月19日			至 2025年 2月17日	
	費用控除後の配当等収益額	61,859,295円	Α		83,136,394円
B <u>1</u>	費用控除後・繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益額	0円	В	費用控除後・繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益額	0円
CI	収益調整金額	219,243,042円	С	収益調整金額	209,638,350円
D 3	分配準備積立金額	426,745,921円	D	分配準備積立金額	588,961,713円
	当ファンドの分配対象収益額	707,848,258円			881,736,457円
	10,000口当たり収益分配対象額	99円	F		132円
	10,000口当たり分配金額	5円	G	-,	5円
1	収益分配金金額 	35,436,248円	Н	収益分配金金額	33,342,199円
	自 2024年 8月20日			自 2025年 2月18日	
	至 2024年 9月17日			至 2025年 3月17日	
	費用控除後の配当等収益額	53,514,049円		24:30-13:24: 10-13:24	51,730,994円
B §	費用控除後・繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益額	0円	В	費用控除後・繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益額	0円
1	収益調整金額	217,826,139円			208,271,745円
	分配準備積立金額	450,112,567円		73 AS 1 115 13C == = = AX	634,060,388円
	当ファンドの分配対象収益額	721,452,755円			894,063,127円
	10,000口当たり収益分配対象額	102円		10,000口当たり収益分配対象額	135円
	10,000口当たり分配金額	5円	G	10,000口当たり分配金額	5円
	収益分配金金額 	35,165,478円	Н	収益分配金金額	33,074,827円
	自 2024年 9月18日			自 2025年 3月18日	
1	至 2024年10月17日			至 2025年 4月17日	
A <u>f</u>	費用控除後の配当等収益額	89,884,307円	Α	費用控除後の配当等収益額	52,793,410円

受益証券)

					ことなかととこれがなった。
1 _	# = I+14 (/)	1	_		・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
В	費用控除後・繰越欠損金補填後	0円	В	費用控除後・繰越欠損金補填後	0円
	の有価証券売買等損益額	040 400 040	^	の有価証券売買等損益額	007 045 740
C	収益調整金額	216,188,213円		収益調整金額	207,045,746円
D	分配準備積立金額	464,452,336円		分配準備積立金額	648,115,657円
E	当ファンドの分配対象収益額	770,524,856円		当ファンドの分配対象収益額	907,954,813円
F	10,000口当たり収益分配対象額	110円	F	10,000口当たり収益分配対象額	138円
G	10,000口当たり分配金額	5円		10,000口当たり分配金額	5円
Н	収益分配金金額	34,862,599円	Н		32,829,314円
	自 2024年10月18日			自 2025年 4月18日	
	至 2024年11月18日			至 2025年 5月19日	
Α	費用控除後の配当等収益額	62,705,998円	Α	費用控除後の配当等収益額	85,429,856円
В	費用控除後・繰越欠損金補填後	0円	В	費用控除後・繰越欠損金補填後	0円
	の有価証券売買等損益額			の有価証券売買等損益額	
С	収益調整金額	213,174,043円		収益調整金額	206,385,390円
D	分配準備積立金額	512,365,773円		分配準備積立金額	664,738,594円
E	当ファンドの分配対象収益額	788,245,814円		当ファンドの分配対象収益額	956,553,840円
F	10,000口当たり収益分配対象額	114円		10,000口当たり収益分配対象額	146円
G	10,000口当たり分配金額	5円		10,000口当たり分配金額	5円
Н	収益分配金金額	34,326,201円	Н		32,669,158円
	自 2024年11月19日			自 2025年 5月20日	
	至 2024年12月17日			至 2025年 6月17日	
Α	費用控除後の配当等収益額	74,521,424円	Α	費用控除後の配当等収益額	82,132,161円
В	費用控除後・繰越欠損金補填後	0円	В	費用控除後・繰越欠損金補填後	0円
	の有価証券売買等損益額			の有価証券売買等損益額	
С	収益調整金額	211,769,911円		収益調整金額	205,083,321円
D	分配準備積立金額	535,133,401円	D	分配準備積立金額	711,408,310円
E	当ファンドの分配対象収益額	821,424,736円	Ε	当ファンドの分配対象収益額	998,623,792円
F	10,000口当たり収益分配対象額	120円	F	10,000口当たり収益分配対象額	154円
G	10,000口当たり分配金額	5円	G	10,000口当たり分配金額	5円
Н	収益分配金金額	33,978,534円	Η	収益分配金金額	32,386,873円
	自 2024年12月18日			自 2025年 6月18日	
	至 2025年 1月17日			至 2025年 7月17日	
Α	費用控除後の配当等収益額	58,221,879円	Α	費用控除後の配当等収益額	83,464,863円
В	費用控除後・繰越欠損金補填後	0円	В	費用控除後・繰越欠損金補填後	0円
	の有価証券売買等損益額			の有価証券売買等損益額	
С	収益調整金額	211,329,709円		収益調整金額	203,182,864円
D	分配準備積立金額	570,858,864円	D	分配準備積立金額	752,524,843円
E	当ファンドの分配対象収益額	840,410,452円	Ε	当ファンドの分配対象収益額	1,039,172,570円
F	10,000口当たり収益分配対象額	124円	F	10,000口当たり収益分配対象額	162円
G	10,000口当たり分配金額	5円	G	10,000口当たり分配金額	5円
Н	収益分配金金額	33,710,690円	Н		32,004,426円
2	.信託財産の運用の指図に係る権限の	の全部又は一部を委	2	2.信託財産の運用の指図に係る権限の	全部又は一部を委
	託するために要する費用として委託	託者報酬の中から支		託するために要する費用として委託	者報酬の中から支
	弁している額			弁している額	
	報酬対象期間の日々におけるファン	ンドの純資産総額に		同左	
	年率0.285%以内を乗じて日割り計	「昇し、当該報酬对象			
_	期間に応じて合計した金額		_	2.7.0 小井田	
3	. その他費用 その他費用は、除本費用554,000円	IT > 13 # IT	3	3.その他費用	はさい悪田
	その他費用は、監査費用554,392円			その他費用は、監査費用545,353円、	はかり質用
	232,981円、カストディフィー3,46	52,283円およひその		222,678円およびカストディフィー3	,094,025円です。
<u> </u>	他5,940円です。				

(金融商品に関する注記) 金融商品の状況に関する事項

金融商品の状況に関する事項				
項目	前期 自 2024年 7月18日 至 2025年 1月17日	当期 自 2025年 1月18日 至 2025年 7月17日		
	当ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託として、公社債等の金融商品を主要投資対象とし、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき運用を行っております。	同左		
	当ファンドが保有する金融商品の種類・ は、公社債等、為替予約取引、公社債等、 高替予約取引、会議債務 の金銭債権および金銭債務 です。これらは、金利変動リスク、為替 動リスクなどの市場リスク、信用リスク で変動リスクに晒されております。 ない、為替予約取引は、外貨建金銭債 債務の為替変動リスクを低減する目的で 利用しております。	同左		

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

			日间证为旧山自(四百汉兵后)
3.金融商品に係るリスク管理体制	取引のでは、	同左	TIMME JIMME (TJEJJAKIE)
	げる各種リスクが適切に管理されていることをモニタリングが適切にいます。また、その状況は定期的に開催される各委員会に報告さ、適切な運営についた。 を表している。 を表している。 を表している。 では、 ではいる。 では、 ではいる。 では、 では、 では、 で		
		l	

. 金融商品の時価等に関する事項

項目	前期 2025年 1月17日現在	当期 2025年 7月17日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれら の差額	金融商品は原則として全て時価評価され ているため、貸借対照表計上額と時価と の差額はありません。	同左
2.金融商品時価の算定方法並びに有価 証券及びデリバティブ取引に関する事 項	金融商品	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の 金融商品 同左
	(2)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記 「1.有価証券の評価基準及び評価方法」 に記載しております。 (3)デリバティブ取引	(2)有価証券 売買目的有価証券 同左 (3)デリバティブ取引 同左
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	-	デリバティブ取引に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ 取引における名目的な契約額であり、当 該金額自体がデリバティブ取引のリスク の大きさを示すものではありません。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	前期 2025年 1月17日現在	当期 2025年 7月17日現在	
1	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	
国債証券	146,179,146	108,363,272	
地方債証券	113,933,096	82,939,162	
特殊債券	4,787,605	26,105,959	
合計	264,899,847	217,408,393	

(デリバティブ取引等に関する注記) 取引の時価等に関する事項

通貨関連

前期(2025年 1月17日現在) 該当事項はありません。

当期(2025年7月17日現在)

区分	種類	契約額等(円)	うち1年超 (円)	時価(円)	評価損益(円)
市場取引以外 の取引	為替予約取引 売建				
	オーストラリア・ ドル	783,355,050	-	783,029,430	325,620
	合計	783,355,050	-	783,029,430	325,620

(注1)時価の算定方法

為替予約の時価

1.特定期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

特定期間末日において為替予約の受渡日(以下「当該日」といいます。)の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該対顧客先物売買相場の仲値により評価しております。

特定期間末日において当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は以下の方法によっております。

- イ)特定期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場の うち当該日に最も近い前後2つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しておりま す。
- 口)特定期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値により評価しております。
- 2.特定期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、特定期間末日の対顧客電信売買相場の仲値により評価しております。
- 3.上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

(注2)デリバティブ取引にヘッジ会計は適用されておりません。

(関連当事者との取引に関する注記) 該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	前期 自 2024年 7月18日 至 2025年 1月17日	当期 自 2025年 1月18日 至 2025年 7月17日
元本の推移 期首元本額 期中追加設定元本額 期中一部解約元本額	71,408,936,530円 454,817,199円 4,442,373,391円	251,330,761円

(4)【附属明細表】

第 1 有価証券明細表 株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種 類	通貨	銘 柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	オーストラリア・ドル	AUSTRALIAN GOVT. 1.25%	19,500,000.0000	16,283,475.00	
		AUSTRALIAN GOVT. 1.5%	20,000,000.0000	17,511,200.00	
		AUSTRALIAN GOVT. 1.75%	3,600,000.0000	3,065,364.00	
		AUSTRALIAN GOVT. 1.75%	5,600,000.0000	2,925,272.00	
		AUSTRALIAN GOVT. 1%	3,200,000.0000	2,767,072.00	
		AUSTRALIAN GOVT. 1%	11,500,000.0000	9,612,850.00	
		AUSTRALIAN GOVT. 2.5%	9,700,000.0000	9,192,302.00	
		AUSTRALIAN GOVT. 2.75%	16,500,000.0000	15,919,365.00	
		AUSTRALIAN GOVT. 2.75%	6,700,000.0000	5,814,126.00	
		AUSTRALIAN GOVT. 2.75%	5,400,000.0000	4,205,466.00	
		AUSTRALIAN GOVT. 3.25%	2,000,000.0000	1,716,120.00	

				日叫叫刀田山自(四日)	
		AUSTRALIAN GOVT. 3.5%	4,200,000.0000	3,924,774.00	
		AUSTRALIAN GOVT. 3.75%	6,400,000.0000	6,146,368.00	
		AUSTRALIAN GOVT. 3.75%	7,600,000.0000	7,068,836.00	
		AUSTRALIAN GOVT. 3%	12,100,000.0000	11,053,955.00	
		AUSTRALIAN GOVT. 3%	3,900,000.0000	2,886,585.00	
		AUSTRALIAN GOVT. 4.25%	2,000,000.0000	1,993,480.00	
		AUSTRALIAN GOVT. 4.25%	2,700,000.0000	2,661,525.00	
		AUSTRALIAN GOVT. 4.5%	7,000,000.0000	7,164,360.00	
		AUSTRALIAN GOVT.0.25%/IL	4,500,000.0000	4,723,369.01	
		dy ÷ l	154,100,000.0000	136,635,864.01	
		小計		(13,209,955,332)	
日佳 江 半 合 🗅	-L			13,209,955,332	
国債証券合言	iΤ			(13,209,955,332)	
地方債証券	オーストラリア・ドル	AUSTRALIAN CPTL 1.75%	2,100,000.0000	1,794,387.00	
		AUSTRALIAN CPTL 3%	700,000.0000	685,482.00	
		AUSTRALIAN CPTL 4.5%	2,200,000.0000	2,106,566.00	
		AUSTRALIAN CPTL 5.25%	4,300,000.0000	4,264,783.00	
		NEW S WALES TREA 1.25%	9,400,000.0000	8,131,658.00	
		NEW S WALES TREA 1.5%	6,800,000.0000	5,665,216.00	
		NEW S WALES TREA 1.75%	7,700,000.0000	5,997,376.00	
		NEW S WALES TREA 2.25%	500,000.0000	333,260.00	
		NEW S WALES TREA 2.25%	500,000.0000	329,195.00	
		NEW S WALES TREA 3%	12,700,000.0000	12,329,795.00	
		NEW S WALES TREA 4.75%	6,100,000.0000	5,994,226.00	
		NEW S WALES TREA 4.75%	2,300,000.0000	2,195,879.00	
		NEW S WALES TREA 5.25%	3,000,000.0000	2,961,480.00	
		NORTH'N TER TRSY 2.5%	3,400,000.0000	2,947,528.00	
		NORTH'N TER TRSY 3.5%	2,600,000.0000	2,576,860.00	
		NORTH'N TER TRSY 5.25%	2,000,000.0000	1,997,220.00	
		NORTH'N TER TRSY 5.75%	1,100,000.0000	1,105,907.00	
		QUEENSLAND TREAS 1.25%	5,000,000.0000	4,245,450.00	
		QUEENSLAND TREAS 1.5%	11,500,000.0000	9,353,640.00	
		QUEENSLAND TREAS 1.75%	5,100,000.0000	3,904,356.00	
		QUEENSLAND TREAS 2.25%	500,000.0000	319,715.00	
		QUEENSLAND TREAS 3.25%	500,000.0000	493,175.00	
		QUEENSLAND TREAS 3.5%	7,100,000.0000	6,906,880.00	
		SO AUST GOV FIN 1.75%	3,300,000.0000	2,772,231.00	
		SO AUST GOV FIN 1.75%	2,100,000.0000	1,622,880.00	
		SO AUST GOV FIN 2.25%	500,000.0000	333,895.00	
		SO AUST GOV FIN 2%	3,700,000.0000	2,720,499.00	
I					
		SO AUST GOV FIN 4.5%	2,000,000.0000	2,025,260.00	
		SO AUST GOV FIN 4.5% SO AUST GOV FIN 4.5%	2,000,000.0000	2,025,260.00 2,662,983.00	

				日叫此为田山自(四田)又	只旧
		TASMANIAN PUBFIN 4.75%	2,800,000.0000	2,849,000.00)
		TASMANIAN PUBFIN 4.75%	2,900,000.0000	2,805,025.00)
		TASMANIAN PUBFIN 5.25%	3,400,000.0000	3,369,808.00)
		TREAS CORP VICT /FRN	3,500,000.0000	3,486,070.00)
		TREAS CORP VICT 1.5%	3,400,000.0000	2,961,808.00)
		TREAS CORP VICT 2.25%	2,700,000.0000	2,139,939.00)
		TREAS CORP VICT 2.25%	500,000.0000	316,530.00)
		TREAS CORP VICT 2%	3,800,000.0000	2,622,722.00)
		TREAS CORP VICT 3%	6,900,000.0000	6,732,675.00)
		TREAS CORP VICT 4.25%	2,800,000.0000	2,736,160.00)
		TREAS CORP VICT 4.75%	2,200,000.0000	2,108,766.00)
		TREAS CORP VICT 5.25%	1,200,000.0000	1,174,320.00)
		TREAS CORP VICT 5%	500,000.0000	464,315.00	
		WEST AUST T CORP 2%	3,100,000.0000	2,441,064.00)
		WEST AUST T CORP 4.5%	800,000.0000	803,320.00	
		WEST AUST T CORP 4.75%	2,200,000.0000	2,164,910.00	
		.1. +1	155,900,000.0000	139,517,298.00)
		小計		(13,488,532,370)	
·····································	<u>-</u> 1			13,488,532,370	
地方債証券合詞	āΤ			(13,488,532,370)	
特殊債券オ	ーストラリア・ドル	EUROPEAN INVT BK 1.3%	5,400,000.0000	4,596,372.00)
		EUROPEAN INVT BK 3.3%	4,400,000.0000	4,295,544.00	
		EUROPEAN INVT BK 4.75%	2,200,000.0000	2,213,156.00	
		EXP-IMP BK KOREA /FRN	5,000,000.0000	4,973,550.00)
		EXPORT DEV CAN 4.5%	2,000,000.0000	2,037,360.00)
		EXPORT DEV CAN 4.5%	6,500,000.0000	6,609,005.00)
		EXPORT FIN & INS 1.065%	5,000,000.0000	4,263,250.00)
		EXPORT FIN & INS 1.465%	3,500,000.0000	2,971,815.00)
		HOUSING AU 2.38%	1,000,000.0000	949,390.00)
		INT BK RECON&DEV 4.3%	3,700,000.0000	3,746,990.00)
		INTERAMER DEV BK 3.1%	3,500,000.0000	3,440,850.00)
		INTL FIN CORP 3.15%	4,900,000.0000	4,749,570.00)
		KFW 4.45%	4,000,000.0000	4,068,160.00)
		KHFC 4.496%	3,200,000.0000	3,187,808.00)
		KOMMUNALBANKEN 4.35%	4,400,000.0000	4,446,112.00)
		NORDIC INVST BNK 4.1%	3,000,000.0000	3,011,700.00)
		RENTENBANK 1.9%	2,870,000.0000	2,602,487.30)
			64,570,000.0000	62,163,119.30)
		小計		(6,009,930,373)	
は砂度光へき				6,009,930,373	3
持殊債券合計				(6,009,930,373)	
	^	≐∔		32,708,418,075	5
	Ħ	計		(32,708,418,075)	

(注)

- 1. 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額です。
- 2.合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に関わるもので内書きです。
- 3.通貨の表示は、外貨についてはその通貨の単位、邦貨については円単位で表示しております。
- 4.外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数		組入債券 時価比率	合計金額に 対する比率
オーストラリア・ドル	国債証券	20銘柄	40.4%	40.4%
	地方債証券	46銘柄	41.2%	41.2%
	特殊債券	17銘柄	18.4%	18.4%

第2 信用取引契約残高明細表 該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表「注記表(デリバティブ取引等に関する注記)」に記載しております。

2【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は2025年 7月31日現在です。

【純資産額計算書】

資産総額	34,044,009,815円
負債総額	46,377,171円
純資産総額(-)	33,997,632,644円
発行済口数	63,779,819,864□
1口当たり純資産額(/)	0.5330円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1)名義書換 受益者は、 受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行なわな

- いものとします。 (2)受益者に対する特典 該当事項はありません。
- (3)譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

受益権の譲渡

- 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたが、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するまのとします。 するものとします。
- ・前述の振替について、 前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、 委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止 期間を設けることができます。

受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗する ことができません。(4)受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行 の請求を行なわないものとします。

(5)受益権の再分割

る託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一 定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6)質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解 約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法 令などにしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額等

2025年7月末現在の委託会社の資本金の額:

2,200,000,000円

委託会社が発行する株式総数:

86,400株

発行済株式総数:

21,600株

最近5年間における資本金の額の増減:

該当事項はありません。

(2)委託会社等の機構

経営体制

(取締役会) 委託会社の業務執行上重要な事項は、取締役会の決議によってこれを決定します

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長がこれを招集し、その通知は会日の少なくとも3日前に各取締役および各監査役に対して発します。ただし、緊急の必要あるときは、取締役および監査役全員の同意を得て、招集の手続を省略することができます。

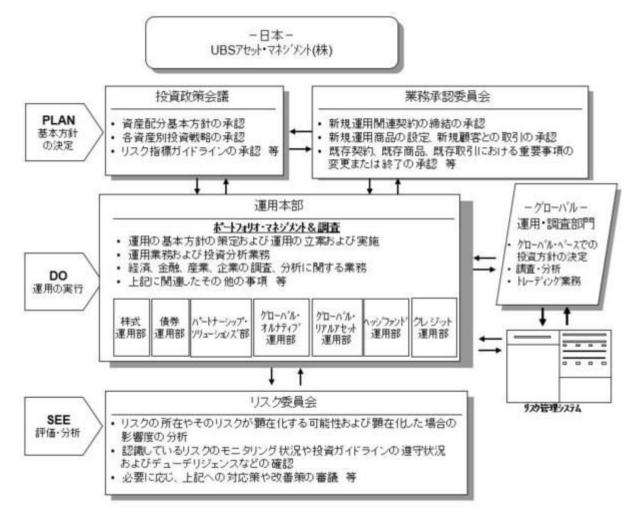
取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の

過半数をもってこれを行います。 取締役会の議長には、社長が当たります。社長がその職務にあたれない場合は、他の取締役で、取締役 の順序において上位にある者がその任に当たります。

(代表取締役および役付取締役) 代表取締役は、取締役会の決議によって選定します。 代表取締役は、安社を代表し取締役会の決議に従い業務を執行します

取締役会の決議をもって取締役の中から会長、社長、副社長、およびその他役付取締役若干名を定める ことができます。

投資運用の意思決定機構



2025年7月末現在

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用及び投資一任契約に基づき委任された資産の運用(投資運用業)を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業及び投資助言業を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託は2025年7月末現在、以下のとおりです。(ただし、親投資信託は除きま

ファンドの種類	本数	純資産総額(百万円)
単位型株式投資信託	33	41,573
追加型株式投資信託	75	377,763
合計	108	419,336

3【委託会社等の経理状況】

財務諸表の作成方法について 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59 号。以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する 内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)に基づいて作成しております。また、記載金額は千円未満 の端数を切り捨てて表示しております。

当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38 年大蔵省令第59 号、以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第282 条および第306 条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19 年8 月6 日内閣府令第52 号)に基づいて作成しております。また中間財務諸表の記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

監査証明について

当社は、「金融商品取引法」第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度(2024年1月1日から2024年12 月31日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

「金融商品取引法」第193条の2第1項の規定に基づき、当中間会計期間(2025年1月 1日から 2025年6月30日まで)の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により中間監査を受けておりま

(1)【貸借対照表】

期別		前事 (2023年1	業年度 2月31日)	当事業年度 (2024年12月31日)	
科目	注記 番号	内訳	金額 (千円)	内訳	金額(千円)
(資産の部) 流動資産 現金・預金 未収委託者報酬 未収運用受託報酬 その他未収収益 前払費用 その他 流動資産計	*1 *1 *1 *1		2,548,144 72,447 593,096 726,267 537,360 17,754 5,264 4,500,336		2,535,404 184,711 579,091 560,509 641,829 18,005 3,577 4,523,128
固定資産 投資その他の資産 前払年金費用 繰延税金資産 ゴルフ会員権 固定資産計		128,037 265,600 20,000	413,637	223,189 255,000 20,000	498,189
資産合計			4,913,973		5,021,318

期別		前事業年度 (2023年12月31日)		当事業年度 (2024年12月31日)	
科目	注記 番号	内訳	金額 (千円)	内訳	金額(千円)
(負債の部) 流動負債 預り金 未払費用 未払消費税等 未払法人税等 賞与引当金 その他 流動負債計	*1		59,897 1,169,924 2,538 19,936 569,228 7,094 1,828,620		48,296 1,306,303 10,467 82,550 645,318 22,385 2,115,322

固定負債 退職給付引当金 固定負債計		-		1,411 1,411
負債合計		1,828,620		2,116,733
(純資産の部) 株主資本 資本金 利益剰余金 利益準備金 その他利益剰余金 繰越利益剰余金	550,000 335,353 335,353	3,085,353 2,200,000 885,353	550,000 154,584 154,584	2,904,584 2,200,000 704,584
純資産合計		3,085,353		2,904,584
負債・純資産合計		4,913,973		5,021,318

(2)【損益計算書】

		火厂应	\1\ = 1	火厂应	
期別		前事第 (自 2023年	美牛皮 1日 1日	当事業 (自 2024年	
הוונואל			12月31日)	至 2024年	- 1/2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
£\ □	注記 番号		金額		金額
科目	番号	内訳	(千円)	内訳	(千円)
営業収益			4 444 454		4 005 400
委託者報酬 運用受託報酬	*1*2		4,411,454 2,133,967		4,005,468 1,954,971
その他営業収益	*1*3		2,094,215		2,468,820
営業収益計	. 0		8,639,637		8,429,260
営業費用					
支払手数料			1,840,518		1,676,399
広告宣伝費 調査費			66,474 2,906,831		69,921 2,669,100
明旦貝 調査費		138,213	2,300,031	128,096	2,009,100
委託調査費	*1	2,768,618		2,541,003	
委託計算費 営業雑経費			200,737	,	201,221
宮業雑経費 ころに乗			63,596	70.4	50,092
通信費 印刷費		547 41,830		791 38,243	
い何貝 協会費		12,131		9,909	
その他	*1	9,087		1,147	
営業費用計		,	5,078,159	,	4,666,734
一般管理費			0 005 500		0 444 447
給料 役員報酬		203,957	2,235,586	161,936	2,144,147
投資報酬 給料・手当	*1	1,520,195		1,388,310	
賞与	'	511,434		593,900	
交際費		,	6,233	,	6,429
旅費交通費			32,999		36,934
租税公課 不動産賃借料			48,950 257,415		44,787 243,048
退職給付費用			118,068		96,088
事務委託費	*1		271,366		818,475
諸経費			69,992		52,120
一般管理費計			3,040,611		3,442,032
営業利益 営業外収益			520,865		320,493
呂栗外収益 受取利息		9		202	
為替差益		15,637		-	
雑収入		-		38	
営業外収益計			15,646		240
営業外費用	*4				
支払利息 為替差損	*1	-		2 17,632	
		3,550		6,933	
営業外費用計		0,000	3,550	0,000	24,569
経常利益			532,961		296,164
税引前当期純利益			532,961		296,164
法人税、住民税及び事業税 法人税等調整額			130,274		130,993
法人祝寺調整額 平期統利等			67,350		10,600
当期純利益			335,336		154,571

(3)【株主資本等変動計算書】

前事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

<u>(単位:千円)</u>

株主資本						
			利益剰余金			
	資本金	利益 準備金	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計	株主資本 合計	純資産 合計
		準備金	繰越 利益剰余金	合計		
当期首残高	2,200,000	550,000	368,275	918,275	3,118,275	3,118,275
当期中の変動額		·	·	·		
剰余金の配当			368,258	368,258	368,258	368,258
当期純利益			335,336	335,336	335,336	335,336
当期中の変動額合計			32,921	32,921	32,921	32,921
当期末残高	2,200,000	550,000	335,353	885,353	3,085,353	3,085,353

当事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日) (単位:千円) 株主資本 利益剰余金 純資産 その他 株主資本 利益剰余金 利益 資本金 利益剰余金 合計 合計 準備金 繰越 合計 利益剰余金 335,353 当期首残高 2,200,000 550,000 885,353 3,085,353 3,085,353 <u> 当期中の変動額</u> 剰余金の配当 当期純利益 335,340 335,340 335,340 335,340 154,571 154,571 154,571 154,571 当期中の変動額合計 180,768 180,768 180,768 180,768 当期末残高 154,584 704,584 2,904,584 2,904,584

[注記事項]

(重要な会計方針) 1. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

役員及び従業員の賞与支払に備えるため、支給見込額を計上しております。

550,000

(2) 退職給付引当金 退職給付引当金は役員及び従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産

の見込み額に基づき、必要額を計上しております。 なお、年金資産の額が、退職給付債務から数理計算上の差異等を控除した額を超える場合には、前払年金費用として計上しております。 退職給付引当金のうち、役員分は次のとおりであります。

2,200,000

前事業年度	当事業年度
(2023年12月31日)	(2024年12月31日)
2,488千円	4,649千円

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、発生年度に全額損益処理しております。

重要な収益及び費用の計上基準

(1)委託者報酬

いるため、投資信託の日々の純資産総額に信託報酬率を乗じた金額で収益を認識しております。 (2)運用受託報酬 投資信託約款に基づき一定の期間にわたる運用により履行義務が充足されると判断して

でパスポードを削いる、双貝一仕契約に基づき、契約期間にわたる運用により履行義務が充足されると判断しているため、投資一任契約に基づき算出された計算基礎残高に投資顧問料率を乗じた金額で収益を認識しております。
(3)成功報酬

運用受託報酬に含まれる成功報酬については、投資一任契約に基づき対象となる運用資産の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

(4) その他営業収益 当社の関係会社から受領する収益は、関係会社との契約で定められた算式に基づき、月次で算定し、役 務を提供した期間に収益を認識しております。

(重要な会計上の見積り) 1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位:千円)
当事業年度

繰延税金資産 255,000

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

緑延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の財務諸表において、繰延税金資 産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(会計方針の変更) 該当ありません

(貸借対照表関係) *1 関係会社に対する資産及び負債

関係会社に対する貧圧及い貝頂 各科目に含まれる関係会社に対する資産及び負債の内容は、次の通りであります。 (単位:千円)

		(十四・川コ)
	前事業年度	当事業年度
	(2023年12月31日)	(2024年12月31日)
現金・預金	1,062,302	1,453,958
未収入金	14,609	14,939
未収運用受託報酬	31	30
その他未収収益	436	325
未払費用	78,542	95,435

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引

各科目に含まれる関係会社に対する取引額は、次の通りであります。

(単位・千円)

		(半世· 门 <i>]</i>
	前事業年度 自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日	当事業年度 自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日
運用受託報酬	28	28
営業雑経費 その他	1	-
人件費	-	21
事務委託費	627,004	777,122

*2 運用受託報酬には、次のものを含んでおります。

(単位:千円)

	前事業年度 自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日	当事業年度 自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日
投資助言報酬	93,454	153,494

*3 その他営業収益には、海外ファンドの販売資料及び運用報告書等の作成や翻訳など運用業務以外に関するサービスの提供に伴う報酬を計上しております。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2023年1月1日 1. 発行済株式に関する事項 至 2023年12月31日)

•		O			
	株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
	普通株式(株)	21,600	-	-	21,600

2. 配当に関する事項

(1)配当全支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年3月29日 臨時株主総会	普通株式	368,258	17,049	2022年12月31日	2023年3月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの 該当ありません。

当事業年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	21,600		-	21,600

配当に関する事項 (1)配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年3月27日 定時株主総会	普通株式	335,340	15,525	2023年12月31日	2024年3月28日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの次のとおり、決議を予定しております。

_	大硪で たし	ノしのりより。				
決議	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
第30期定時 株主総会	普通株式	利益剰余金	154,580	7,156	2024年12月31日	第30期定時 株主総会の翌日

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用・調達については短期的な預金・借入等に限定しております。 現在、金融機関及びその他からの借入はありません。

(2)金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制 未収委託者報酬は、既にファンドの純資産額に未払委託者報酬として織り込まれ、受託者によって分 別保管された投資信託財産が裏付けとなっていることから、信用リスクはほとんどないものと考えてい ます

なぇ。 未収運用受託報酬につきましても、未収委託者報酬と同様に、年金信託勘定との投資ー任契約により 分別管理されている信託財産が裏付けとなっていることから、信用リスクはほとんどないものと考えて います

その他未収収益は、取引相手先を信用力の高い金融機関に限定しているため、信用リスクはほとんど ないものと考えています。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(注)1. 金融商品の時価の算定方法

2024年12月31日において、重要性の観点から開示する事項はございません。 なお、現金・預金、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、その他未収収益、預り金、未払費用、未払消費税等及び未払法人税等は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

(注)2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度(2023年12月31日))	(単位:千円)_
	1 年以内	1 年超
現金・預金	2,548,144	-
未収入金	72,447	-
未収委託者報酬	593,096	-
未収運用受託報酬	726,267	-
その他未収収益	537,360	-
合計	4,477,316	

当事業年度(2024年12月31日	3)	(単位:千円)
	1 年以内	1 年超
現金・預金	2,535,404	-
未収入金	184,711	-
未収委託者報酬	579,091	-
未収運用受託報酬	560,509	-
その他未収収益	641,829	
合語	4,501,545	_

(退職給付関係) 前事業年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日) 1. 採用している制度の概要

当社は規約型確定給付企業年金制度並びに確定拠出年金制度を採用しております。 当社の確定給付企業年金契約は、当社、UBS証券株式会社、UBS銀行東京支店及びUBS SuMi TRUSTウェル ス・マネジメント株式会社との共同結合契約であり、年金資産の計算は退職給付債務の比率によっております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	(単位:千円)
退職給付債務の期首残高	1,021,872
勤務費用	96,058
利息費用	8,457
数理計算上の差異の当期発生額	29,900
退職給付の支払額	139,913
過去勤務費用の当期発生額	
退職給付債務の期末残高	956,572

(2)年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位:千円)

UBSアセット・マネジメント株式会社(E12473) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

年金資産の期首残高	1,073,684
期待運用収益	5,927
数理計算上の差異の当期発生額	16,783
事業主からの拠出額	128,129
退職給付の支払額	139,913
年金資産の期末残高	1,084,609

(3)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金および前払年金費用の 調整表

	(単位:干円)
「積立型制度の退職給付債務	956,572
 年金資産	1,084,609
小計	128,037
非積立型制度の退職給付債務	
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	128,037
退職給付引当金	<u>-</u> _
前払年金費用	128,037
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	128,037

(4)退職給付費用及びその内訳項目の金額

	(単位:十円 <i>)</i>
勤務費用	96,058
利息費用	8,457
期待運用収益	5,927
数理計算上の差異の費用処理額	41,757
過去勤務費用の費用処理額	-
確定給付制度に係る退職給付費用	56,831

- (注)上記の他、特別退職金35,558千円を退職給付費用として処理しております。
- (5)年金資産に関する事項 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

债券 株式 42% 22% その他 36% 100%

長期期待運用収益率の設定方法 年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を 構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率 0.875%

長期期待運用収益率 0.58%

確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、25,678千円でありました。

当事業年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

採用している制度の概要

採用している耐度の概要 当社は規約型確定給付企業年金制度並びに確定拠出年金制度を採用しております。 当社の確定給付企業年金契約は、当社、UBS証券株式会社、UBS銀行東京支店及びUBS SuMi TRUSTウェル ス・マネジメント株式会社との共同結合契約であり、年金資産の計算は退職給付債務の比率によっており ます。複数事業主制度であり、自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に算定できることから、確定 給付制度の注記に含めて記載しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	(単位:千円)_
退職給付債務の期首残高	956,572
勤務費用	88,319
利息費用	8,300
数理計算上の差異の当期発生額	30,654
退職給付の支払額	60,315
過去勤務費用の当期発生額	-
退職給付債務の期末残高	962,221

(2)年金資産の期首残高と期末残高の調整表

2) 十並員性の知自及同じ期外及同の調査权	(単位:千円)
年金資産の期首残高	1,084,609
期待運用収益	6,033

数理計算上の差異の当期発生額	39,800
事業主からの拠出額	113,873
退職給付の支払額	60,315
年金資産の期末残高	1,184,000

(3)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金および前払年金費用の

	(単位:千円)
積立型制度の退職給付債務	962,221
年金資産	1,184,000
小計	221,778
非積立型制度の退職給付債務	-
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	221,778
退職給付引当金	1,411
前払年金費用	223,189
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	221,778

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	(単位:千円)
勤務費用	88,319
利息費用	8,300
期待運用収益	6,033
数理計算上の差異の費用処理額	70,455
過去勤務費用の費用処理額	-
確定給付制度に係る退職給付費用	20,131

(注)上記の他、特別退職金52,599千円を退職給付費用として処理しております。

(5)年金資産に関する事項 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

債券 41% 株式 23% <u>その他</u> 合計 35% 100%

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を 構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6)数理計算上の計算基礎に関する事項 当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎 割引率 0.910%

長期期待運用収益率 0.58%

予定一時金選択率 100.000%

確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、23,358千円でありました。

(税効果会計関係)

*繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

(単位:千円)

		(— 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
	前事業年度 (2023年12月31日)	当事業年度 (2024年12月31日)
繰延税金資産	(====, ==, 5=+ =,	(===+1 :=,3=: [] /
未払費用	24,400	21,400
減価償却超過額	78,300	77,400
資産除去債務	62,400	81,400
未払事業税	6,400	8,200
株式報酬費用	31,900	29,000
退職給付引当金	25,600	54,600
賞与引当金	146,200	169,900
その他	3,600	3,300
繰延税金資産小計	327,600	336,000
評価性引当額	62,000	81,000
繰延税金資産合計	265,600	255,000

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主要な項目別内訳前事業年度。当事業年度 (2024年12月31日) (2023年12月31日)

法定実効税率	30.62%	30.62%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	4.36%	9.95%
過年度法人税等	0.18%	0.45%
評価性引当額の増減	1.88%	6.42%
均等割	0.43%	0.77%
その他	0.02%	0.41%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	37.08%	47.81%

(収益認識関係)

収益を分解した情報

収益の構成は次のとおりであります。

(単位:千円)

	前事業年度	当事業年度
	(2023年12月31日)	(2024年12月31日)
委託者報酬	4,411,454	4,005,468
運用受託報酬	1,934,008	1,740,517
成功報酬 (注)	199,958	214,454
その他営業収益	2,094,215	2,468,820
合計	8,639,637	8,429,260

- (注) 成功報酬は、損益計算書において運用受託報酬に含めて表示しております。
- 収益を理解するための基礎となる情報
 - 「重要な会計方針」の「重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(セグメント情報等) 1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

- 2. 関連情報

ことの営業収益の記載を省略しております。

(2)地域に関する情報

営業収益

前事業任度(白 2023年1日1日 至 2023年12日31日)

刑事未十及(日 2023	+1/71/1 ± 2020+1	<u> </u>	
日本	米国	その他	수計
	小国	しの他	
2,092,343千円	1,234,765千円	901,073千円	4,228,182千円

当事業任度 (白 2024年1日1日 至 2024年12日31日)

	/_¬¬¬	./JUI /	
日本	米国	その他	合計
	小田	تا ره ۲	
1,913,478千円	1,589,734千円	920,579千円	4,423,792千円

- (注)営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。 委託者報酬については、制度上顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。
- (3)主要な顧客に関する情報

前事業年度(白 2023年1日1日 至 2023年12日31日)

<u> 刑事未干及(日 2020年</u>		.H /
相手先	売上高	関連するセグメント名
UBSグループ (*1)	2,094,243千円	投資運用

当事業年度(白 2024年1日1日 至 2024年12日31日)

<u>コチホー及(ロ === </u>	·/ 3 · H	- /
相手先	売上高	関連するセグメント名
UBSグループ (*1)	2.473.651千円	投資運用

- (注)委託者報酬については、制度上顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。
- (*1) UBSグループは、世界50ヵ国余りにおける大手企業や機関投資家のお客様に対し、グローバルなネットワークと専門性を駆使し、事業拡大、リスク管理、投資戦略など、ニーズに沿ったアドバイ スと優れた執行能力を提供しております。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

前事業年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

(1) 親会社

属性	会社等の 名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は 職業	議決権 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	ユービー エス・ エイ・ジー (銀行)	スイ・ スュー リッヒ	3.4億 米国 ドル	銀行、 証券業務	(被所有) 間接100%	金れ達用そる等、八葉れ事、の資資資務に関表に関表に関表に関表に関表は関語を開発の関係を開発の関係を開発の関係を開発の関係を開始している。	金銭の預入れ 増加 減少 運用受託報酬 事務委託費	4,809,526 5,463,144 28		1,062,302 14,609 31 69,944
親会社	UBS Asset Management AG	スイ ス・ チュー リッヒ	43 百万 スイス フラン	資産 運用業	(被所有) 直接100%	兼業業務 資産運用業 務及び、 れに関する 事務委託等	事務委託費(受取)	50,761	その他未収収益 未払費用	436 8,597

(注)1. ユービーエス.エイ.ジー(銀行)は、UBS Asset Management AGの親会社であり、当社の親会社の親 会社であります。

取引条件及び取引条件の決定方針等

- 1. 人件費は、出向者等に対する実際支払額を基として決定しております。2. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(2) 兄弟会社等

属性	会社等の 名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は 職業	議決権 の所 (被所 有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
	UBS Asset Management Switzerland AG	スイス・ チュー リッヒ	50万 スイス フラン	資産 運用業	なし	び、それに関す る事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費 (受取)	104,160 151,739	その他未収収益 未収入金 未払費用	60,514 17,519 69,552
	UBS証券 株式会社	東京都 千代田区 大手町	347 億円	証券業	なし	人件費の立替 人件費、社会保 険料などの立替	事務委託費 不動産関係費 人件費(受取)	257,415	未収入金 その他未収収益 未払費用	9,960 3,549 190,815
親	UBS Asset Management (Australia) Ltd	オースト ラリア・ シドニー	29百万 オースト ラリア ドル	資産 運用業	なし		その他営業収益 委託調査費 事務委託費 (受取)		その他未収収益 未払費用	17,380 28,513
会社	UBS Asset Management (Singapore) Ltd	シンガ ポール	3.9百万 シンガ ポールド ル	資産 運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及 び、それに関す る事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費	292,462	未収入金 その他未収収益 未払費用	1,093 37,493 76,104
子	UBS Asset Management (UK) Ltd	英国・ ロンドン	165百万 英国 ポンド	資産 運用業	なし	び、それに関す る事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費 (受取)	1,323,608 230,009	未収入金 その他未収収益 未払費用	5,415 64,527 176,876
会社	UBS Asset Management (Americas) Inc.	米国・ ウィルミ ントン	50米国 ドル	資産 運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及 び、それに関す る事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費 (受取)	622,031 206,046	未収入金 その他未収収益 未払費用	7,626 49,512 112,345
等	UBS Hedge Fund Solutions LLC	米国・ ウィルミ ントン	10万 米国 ドル	資産 運用業	なし	兼業業務	その他営業収益 委託調査費 事務委託費 (受取)	5,972	未収入金 その他未収収益 未払費用	721 68,622 3,384
	UBS 0'Connor LLC	米国・ ドーバー	1百万 米国ドル	資産 運用業	なし	資産運用業務 及び兼業業務	その他営業収益 事務委託費 委託調査費	6,393	未収入金 その他未収収益 未払費用	850 119,705 1,413
	UBS Asset Management (HongKong) Limited	香港	153百万 香港 ドル	資産 運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及 び、それに関す る事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費 (受取)	66,698 180,593	未収入金 その他未収収益 未払費用	605 27,082 44,279

- 取引条件及び取引条件の決定方針等
 1. 事務所賃借料は、外部貸主への実際支払額を基に面積比で決定しております。
 2. 人件費は、出向者等に対する実際支払額を基として決定しております。
 3. 立替費用は、第三者に支払われた実際支払額を基として決定しております。
 4. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれておりま

当事業年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

(1) 親会社

属性	会社等の 名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は 職業	議決権 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	ユービー エス . エイ . ジー (銀行)	スス・ チュッヒ	3.4億 米国 ドル	銀行、証券業務	(被所有) 間接100%	れ、資金調 達、資産運 用業務及び	金銭の預入れ 増加 減少 運用受託報酬 事務委託費 人件費	5,931,641 5,539,985 28 722,954	現金・預金 未収入金 未収運用受託報酬 未払費用	1,453,958 14,939 30 85,323
親会社	UBS Asset Management AG	スイ ス・ チュー リッヒ	43 百万 スイス フラン	資産 運用業	(被所有) 直接100%	兼業業務 資産運用業 務及び、そ れに関する 事務委託等	事務委託費	54,167	その他未収収益 未払費用	325 10,112

(注)1. ユービーエス.エイ.ジー(銀行)は、UBS Asset Management AGの親会社であり、当社の親会社の親 会社であります。

取引条件及び取引条件の決定方針等

- 人件費は、出向者等に対する実際支払額を基として決定しております。
- 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれておりま

(2) 兄弟会社等

属性	会社等の 名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は 職業	議決権 の被所 (被所) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額 (千円)	科目	期末残高(千円)
	UBS Asset Management Switzerland AG	スイス・ チュー リッヒ	50万 スイス フラン	資産 運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及 び、それに関す る事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費 (受取)	141,970 29,953	その他未収収益 未収入金 未払費用	63,817 70,489 118,035
	UBS証券 株式会社	東京都 千代田区 大手町	449 億円	証券業	なし	人件費の立替 人件費、社会保 険料などの立替	事務委託費 不動産関係費 人件費(受取)	243,048	未収入金 その他未収収益 未払費用	13,096 10 187,268
親	UBS Asset Management (Australia) Ltd	オースト ラリア・ シドニー	29百万 オーストラ リア ドル	資産 運用業	なし		その他営業収益 委託調査費 事務委託費 (受取)		その他未収収益 未払費用	16,999 23,992
会社	UBS Asset Management (Singapore) Ltd	シンガ ポール	3.9百万 シンガポー ルドル	資産 運用業	なし	び、それに関す る事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費	255,845 20,121		53,615 55,753
の 子	UBS Asset Management (UK) Ltd	英国・ ロンドン	172百万 英国 ポンド	資産 運用業	なし	資産運用業務及 び、それに関す る事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費 (受取)	1,156,513 269,632	未収入金 その他未収収益 未払費用	1,595 72,155 133,175
会社	UBS Asset Management (Americas)LLC.	米国・ ウィルミ ントン	50米国 ドル	資産 運用業	なし	び、それに関す る事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費 (受取)	262,084	その他未収収益 未払費用	1,720 316,011 152,914
等	UBS Asset Management (HongKong) Limited	香港	153百万 香港 ドル	資産 運用業	なし	資産運用業務及 び、それに関す る事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費 (受取)	110,089 19,080		20,462 40,784
	UBS SuMi TRUST ウェルス・マネ ジメント株式会 社	東京都千 代田区大 手町	51億円	証券業	なし	人件費の立替 資産運用業務及 び、それに関す る事務委託等	事務委託費 (受取) 人件費(受取)	65,149	未収入金 その他未収収益 未払費用	9,437 61,577
	クレディ・スイ ス証券株式会社	東京都千 代田区大 手町	39,050百万 円	証券業	なし	兼業業 務 資産運用業務及 び、それに関す る事務委託等	事務委託費		その他未収収益 未払費用	25,446 61,773

- 取引条件及び取引条件の決定方針等
 1. 事務所賃借料は、外部貸主への実際支払額を基に面積比で決定しております。
 2. 人件費は、出向者等に対する実際支払額を基として決定しております。
 3. 立替費用は、第三者に支払われた実際支払額を基として決定しております。
 4. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様で表定しております。

 - UBS Asset Management (Americas) LLC は、2024年4月 1日付でUBS Hedge Fund Solutions LLCとUBS 0'Connor LLCを吸収合併したため、UBS Hedge Fund Solutions LLCとUBS 0'Connor LLCの各取引金額とAsset Management (Americas) LLCの取引金額を合算し記載しております。
 - UBS Asset Management Switzerland A.G.は、2024年8月30日付でCredit Suisse Asset Management (Schweiz) A.G.を吸収合併したため、Credit Suisse Asset Management (Schweiz) A.G.とUBS Asset Management Switzerland A.G.の取引金額を合算し記載しており

ます。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

直接親会社 UBS Asset management AG (非上場) 親会社の親会社 ユービーエス.エイ.ジー(銀行) (非上場) 最終的な親会社 UBS Group AG - Zurich (NYSE / SIX 上場)

(1株当たり情報)

	前事業年度	当事業年度
	(自 2023年 1月 1日	(自 2024年 1月 1日
	至 2023年12月31日)	至 2024年12月31日)
1株当たり純資産額	142,840円42銭	134,471円52銭
1株当たり当期純利益金額	15,524円82銭	7,156円09銭

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

(注)1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年 1月 1日	当事業年度 (自 2024年 1月 1日
	至 2023年12月31日)	至 2024年12月31日)
当期純利益(千円)	335,336	154,571
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	335,336	154,571
普通株式の期中平均株式数(株)	21,600	21,600

(重要な後発事象) 該当事項はありません。

中間財務諸表

(1)中間貸借対照表

期別			当中間会 (2025年	会計期間末 56月30日)
科目		注記 番号	内訳	金額 (千円)
(資産の部) 流動資産 現金・預金 未収委託者報酬 未収運用受託報酬 その他 その他	流動資産計			2,152,703 75,390 514,873 366,107 1,118,032 91 4,227,198
固定資産 投資その他の資産 前払年金費用 繰延税金資産	固定資産計		240,613 166,600	407,213 407,213
資産合計				4,634,411

期別			当中間会記 (2025年6	月30日)
科目		注記 番号	内訳	金額(千円)
(負債の部) 流動負債 飛払費用 未払消費税等 未払法人の 資給体等 有給体明引金 その他 固定負債	流動負債計			34,352 1,209,710 57,115 25,294 337,353 119,015 9,743 1,792,585

退職給付引当金				2,870
	固定負債計			2,870
負債合計				1,795,456
(純資産の部)				
株主資本				2,838,955
│ 資本金				2,200,000
利益剰余金				638,955
利益準備金			550,000	,
その他利益剰余	:金	ĺ	88,955	
繰越利益剰			88,955	
純資産合計			,	2,838,955
負債・純資	奎合計			4,634,411

(2)中間損益計算書

期別		当中間会 自 2025年 至 2025年	1月 1日
科目	注記 番号	内訳	金額 (千円)
営業収益 委託者報酬 運用受託報酬 その他営業収益 営業費用			1,734,265 959,615 1,330,464 4,024,346
豆菜品用数料 広告宣伝費 調査費 調査費 委託調査費		59,015 1,135,574	729,953 12,620 1,194,590
委託計算費 営業雑経費 通信費 印刷費 協会費 その他		313 23,141 3,142	101,391 34,496
でかし 営業費用計 一般管理費		7,898	2,073,052
給料 役員報酬 給料・手当 賞与 有給休暇引当金繰入		348,492 621,457 40,879 115,147	1,125,977
交際費 旅費交通費 租税公課 不動産賃借料 退職給付費用 事務委託費 諸経費			3,743 23,481 16,351 110,337 117,415 330,594 24,162
一般管理費計			1,752,063
営業利益 営業外収益 受取利息 為替差益 雑収入		394 6,402 13	199,230
営業外収益計 営業外費用 雑損失 <u>営業外費用計</u>	-	13,867	6,810 13,867
経常利益 税引前中間純利益 法人税、住民税及び事業税 法人税等調整額			192,173 192,173 14,822 88,400
中間純利益			88,950

(3)中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間 (自	2025年1月1日	至	2025年6月30日)	(単位:千円)
			株主資本	
			利益剰余金	

右価証券届出書 (内国投資信託受益証券)

	_					8 山青(内国投資信託
	資本金	利益	その他 利益剰余金	利益剰余金	株主資本 合計	純資産合計
		準備金	繰越 利益剰余金	合計		
当期首残高	2,200,000	550,000	154,584	704,584	2,904,584	2,904,584
当中間期変動額						
剰余金の配当			154,580	154,580	154,580	154,580
中間純利益			88,950	88,950	88,950	88,950
当中間期変動額合計			65,629	65,629	65,629	65,629
当中間期末残高	2.200.000	550,000	88.955	638.955	2.838.955	2.838.955

[注記事項]

(重要な会計方針)

- エス 32 m / 7 m / 1. 引当金の計上基準
 - (1) 賞与引当金

役員及び従業員の賞与支払に備えるため、支給見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

役員及び従業員の退職給付に備えるため、事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に 基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法に ついては、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の処理方法 数理計算上の差異及び過去勤務費用は、発生年度に全額損益処理しております。

(3) 有給休暇引当金

有給休暇引当金は、当中間会計期間末までに付与された従業員の有給休暇の未使用分のうち、使用さ れると見込まれる分を引当計上しております。

重要な収益及び費用の計上基準

(1) 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託約款に基づき一定の期間にわたる運用により履行義務が充足されると判 ているため、投資信託の日々の純資産総額に信託報酬率を乗じた金額で収益を認識しております。 投資信託約款に基づき一定の期間にわたる運用により履行義務が充足されると判断し

(2) 運用受託報酬 運用受託報酬は、投資一任契約に基づき、契約期間にわたる運用により履行義務が充足されると判断 しているため、投資一任契約に基づき算出された計算基礎残高に投資顧問料率を乗じた金額で収益を 認識しております。

(3) 成功報酬

運用受託報酬に含まれる成功報酬については、投資一任契約に基づき対象となる運用資産の特定のベ ンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識され ます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準 外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理してお ります。

(中間株主資本等変動計算書関係)						
	第	31期 中間会計期	間			
自 2025年 1月 1日						
	至	2025年 6月30	∃			
に関する事項						
当会計	期間期首	増加	減少)	当中間会計期間末	
)	21,600	-		-	21,600	
「る事項 仏額	,			,		
株式の種類	配当の原資	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	
普通株式	利益剰余金	154,580	7,156	2024年 12月31日	2025年 3月28日	
	に関する事項 当会計) る事項 株式の種類	第 自 全 だに関する事項 当会計期間期首) 21,600 「る事項 な額 株式の種類 配当の原資	第31期 中間会計期 自 2025年 1月 1 至 2025年 6月30	第31期 中間会計期間 自 2025年 1月 1日 至 2025年 6月30日 	第31期 中間会計期間 自 2025年 1月 1日 至 2025年 6月30日 大に関する事項 当会計期間期首 増加 減少 : 21,600	

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

2025年6月30日において、重要性の観点から開示する事項はございません。

なお、現金・預金、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、その他未収収益、預り金、未払費用、 未払消費税等及び未払法人税等は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることか ら、注記を省略しております。

(収益認識関係)

第31期 中間会計期間

自 2025年 1月 1日 至 2025年 6月30日

1.収益を分解した情報

当中間会計期間の収益の構成は次の通りです。

委託者報酬 運用受託報酬 成功報酬 (注) その他営業収益 合計

1,734,265千円 704,578千円 255,036千円

1,330,464千円 4,024,346千円

(注) 成功報酬は、中間損益計算書において運用受託報酬に含めて表示しております。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針 2.重要な収益及び費用の計上基準」に記載の 通りであります。

(セグメント情報)

第31期 中間会計期間 自 2025年 1月 1日 2025年 6月30日

セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

(1)製品及びサービスごとの情報 当社の製品・サービス区分は、中間損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2)地域に関する情報

営業収益

5 未 以 血						
日本	米国	その他	合計			
941.400千円	897.696千円	450.983千円	2.290.080千円			

(注)営業収益は、顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。 委託者報酬1,734,265千円については、制度上顧客情報を知りえないため、記載を省略しており ます。

(3)主要な顧客に関する情報

営業収益 相手先 関連するセグメント名 <u>1,330,478千円</u>

- (注)委託者報酬1,734,265千円については、制度上顧客情報を知りえないため、記載を省略しており ます。
- *1) UBSグループは、世界50ヵ国余りにおける大手企業や機関投資家のお客様に対し、グローバルなネットワークと専門性を駆使し、事業拡大、リスク管理、投資戦略など、ニーズに沿ったアドバ イスと優れた執行能力を提供しております。

(1株当たり情報)

第31期 中間会計期間 自 2025年 1月 1日 2025年 6月30日 至

1株当たり純資産額

131,433円12銭

1株当たり中間純利益金額

4,118円07銭

なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載してお りません。

1株当たり中間純利益の算定上の基礎 中間損益計算書上の中間純利益

88,950千円 88.950千円

普通株式に係る中間純利益 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 普通株式の期中平均株式数

該当事項はありません

21,600株

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が 禁止されています。

(1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと (投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

- (2)運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと(投資者の保護に欠け、もし くは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で 定めるものを除きます。
- (3)通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、 委託会社の親法人等 (3)通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等 (委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)、(5)において同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。
 (4)委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
 (5)上記(3)、(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1)定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

訴訟事件その他の重要事項 委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)受託会計

<u>, Zhuar</u>		
名 称	資本金の額 (2025年3月末現在)	事業の内容
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

<再信託受託会社の概要>

: 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 名称

資本金の額

: 10,000百万円 (2025年3月末現在) : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に 事業の内容

基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的:原信託契約にかかる信託業務の一部(信託財産の管理)を原信託受託者から再信託受 託者(日本マスタートラスト信託銀行株式会社)へ委託するため、原信託財産のすべ てを再信託受託者へ移管することを目的とします。

(2)販売会社

名称	資本金の額 (2025年3月末現在)	事業の内容
株式会社SBI証券	54,323百万円	
東海東京証券株式会社	6,000百万円	
百五証券株式会社	3,000百万円	
松井証券株式会社	11,945百万円	金融商品取引法に定める第一 種金融商品取引業を営んでい
三菱UFJ eスマート証券株式会社	7,196百万円	ます。
三菱UFJモルガン・スタンレー証 券株式会社	40,500百万円	
楽天証券株式会社	19,495百万円	
株式会社百五銀行	20,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営ん
株式会社三菱UFJ銀行	1,711,958百万円	でいます。
株式会社SMBC信託銀行	87,550百万円	銀行法に基づき銀行業を営む とともに、金融機関の信託業 務の兼営等に関する法律に基
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279百万円	物の兼昌寺に関する法律に基 づき信託業務を営んでいま す。

(3)投資顧問会社

名 称	資本金の額 (2025年3月末現在)	事業の内容
UBSアセット・マネジメント (オーストラリア) リミテッド	29百万 オーストラリアドル	資産運用に関する業務を営 んでいます。

- (1)受託会社
 - ファンドの信託財産に属する有価証券の管理・計算事務などを行ないます。
- (2)販売会社
 - 日本におけるファンドの募集、解約、収益分配金および償還金の取扱いなどを行ないます。
- (3)投資顧問会社 委託会社から、運用指図権限の委託を受けファンドの運用(投資一任)を行ないます。

3【資本関係】

- (1)受託会社
- 該当事項はありません。
- (2)販売会社
- 該当事項はありません。
- (3)投資顧問会社 該当事項はありません。

第3【その他】

- (1)目論見書の別称として「投資信託説明書(交付目論見書)」または「投資信託説明書(請求目論見 書)」という名称を使用します。
- (2)目論見書の表紙、表紙裏または裏表紙に、以下を記載することがあります。 委託会社の金融商品取引業者登録番号および設立年月日

ファンドの基本的性格など

委託会社およびファンドのロゴ・マークや図案など

委託会社のホームページや携帯電話サイトのご案内など

目論見書の使用開始日

(3)目論見書の表紙または表紙裏に、以下の趣旨の文章の全部または一部を記載することがあります。 投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象で はない旨。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはな

らない旨の記載。 投資信託は、元金および利回りが保証されているものではない旨の記載。

投資信託は、元金のよび利回りが保証されているものではない自の記載。 投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託を購入されたお客様が負う旨の記載。 「金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である。」旨の記載。 「ご購入に際しては、目論見書の内容を十分にお読みください。」という趣旨の記載。 請求目論見書の入手方法(ホームページで閲覧、ダウンロードできるなど)についての記載。 請求目論見書は投資者の請求でより販売会社から交付される旨および当該請求を行なった場合には

請水日論兄告は投資有の請水により販売会社から交別される自のよび当該請水を11なりに場合にはその旨の記録をしておくべきである旨の記載。 「約款が請求目論見書に掲載されている。」旨の記載。 商品内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認する旨の記載。 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨の記載。 有価証券届出書の効力発生およびその確認方法に関する記載。

委託会社の情報として記載することが望ましい事項と判断する事項がある場合は、当該事項の記

載。 (4)交付目論見書の投資リスクに、以下の趣旨の文章の全部または一部を記載することがあります。 ファンドの取引に関して、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用

投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではない旨。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはな らない旨の記載。

- (5)有価証券届出書本文「第一部 証券情報」 「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、 の理解を助けるため、当該内容を説明した図表などを付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記
- 載することがあります。
 (6)目論見書に約款を掲載し、有価証券届出書本文「第二部 ファンド情報」中「第1 ファンドの状況」「2 投資方針」の詳細な内容につきましては、当該約款を参照する旨を記載することで、目論見書の内容の記載とすることがあります。
- (7)投信評価機関、投信評価会社などによる評価を取得・使用する場合があります。 (8)目論見書は電子媒体などとして使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2025年3月24日

UBSアセット・マネジメント株式会社 取締役会 御中

> EY新日本有限責任監査法人 東 京 事 務 所

指定有限責任社員

公認会計士 川 井 恵一郎

業務執行社員

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 稲葉宏和

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているUBSアセット・マネジメント株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの第30期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、UBSアセット・マネジメント株式会社の2024年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当 監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に 関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人 は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。 虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施 に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継

UBSアセット・マネジメント株式会社(E12473)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうか とともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を 適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 財務諸表に対する意見表明の基礎となる、財務諸表に含まれる構成単位の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を 入手するために、財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、構成単位の財務情報の監査に関する指揮、監督及び査 閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注)1.上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
 - 2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年10月1日

UBSアセット・マネジメント株式会社 取締役会御中

> EY新日本有限責任監査法人 東 京 事 務 所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 稲葉 宏和

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているUBSオーストラリア債券オープン(毎月分配型)の2025年1月18日から2025年7月17日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、UBSオーストラリア債券オープン(毎月分配型)の2025年7月17日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当 監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に 関する規定に従って、UBSアセット・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその 他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断してい る。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書(訂正有価証券届出書を含む。)に含まれる情報のうち、財務 諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務 諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相 違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。 虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施 に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関

EDINET提出書類 UBSアセット・マネジメント株式会社(E12473)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継 続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付け る。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚 起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見 を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の 事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうか とともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を 適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

UBSアセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1.上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2.XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年9月22日

UBSアセット・マネジメント株式会社取締役会 卸中

EY新日本有限責任監査法人 東 京 事 務 所

指定有限責任社員

公認会計士 川 井 恵一郎

業務執行社員

業務執行社員

指定有限責任社員

公認会計士 稲葉宏和

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているUBSアセット・マネジメント株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの第31期事業年度の中間会計期間(2025年1月1日から2025年6月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、UBSアセット・マネジメント株式会社の2025年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(2025年1月1日から2025年6月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の 実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連す る内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に

UBSアセット・マネジメント株式会社(E12473)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠 に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して いるかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎と なる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
- 中間財務諸表に対する意見表明の基礎となる、中間財務諸表に含まれる構成単位の財務情報に関する十分かつ適切な監 査証拠を入手するために、中間財務諸表の中間監査を計画し実施する。監査人は、構成単位の財務情報の中間監査に関 する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で中間監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な 不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の 独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を 許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1.上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管し ております。 2. X B R L データは中間監査の対象には含まれていません。